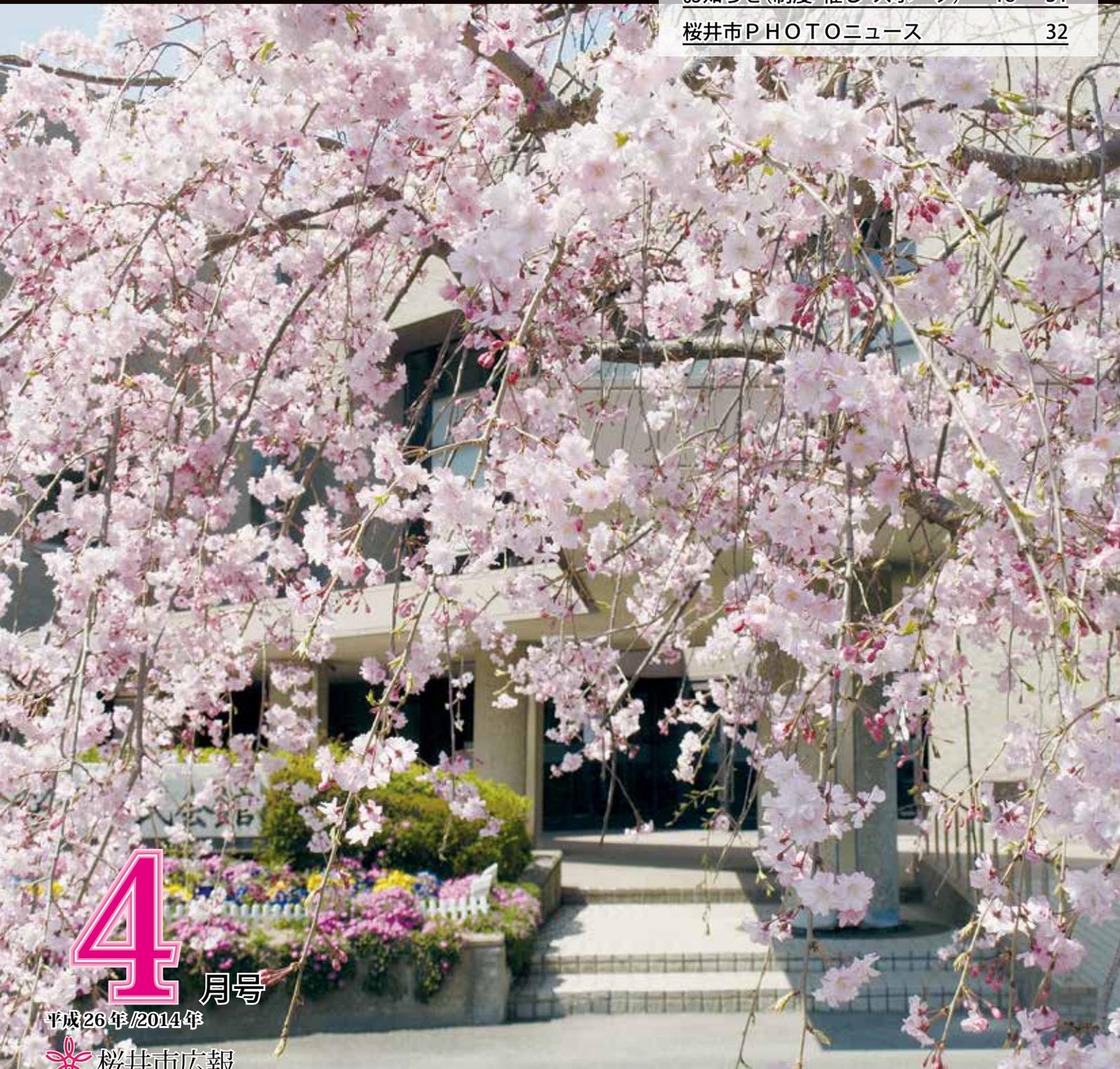


一権桜

-わかざくら-

平成26年度 予算	2～3
市ホームページ リニューアル	4
後期高齢者医療保険料	5
国民健康保険・国民年金のお知らせ	6～7
講座クラブ生募集 ほか	8～12
春の交通安全県民運動	13
健康だより ほか	14～16
図書館からのお知らせ ほか	17
お知らせ(制度・催し・スポーツ)	18～31
桜井市PHOTOニュース	32



4 月号

平成26年/2014年

桜井市広報

No. 1238

撮影場所：市民会館前

平成26年度予算

平成26年度予算の概要について

桜井市の予算は、大きく分けて、一般会計、各特別会計、公営企業会計で成り立っています。

一般会計は、福祉や健康、教育、産業、建設、防災といった一般的な事業の会計で、主に市税や国・県支出金、地方交付税、市債などでまかかっています。その規模は、昨年度と比べて5.0%減で208億8,700万円となりました。ただし、昨年度は土地開発公社の解散に伴う経費により予算が大きく増加していましたので、その経費を除くと2.7%増となります。

特別会計には7つの特定の事業があります。これらの会計では、事業に必要な支出をこれに対する保険税や使用料などの特定の収入でまかない、一般の会計と区別して独立して経理を行います。特別会計全体では、昨年度から7.8%増の143億8,299万円となりました。

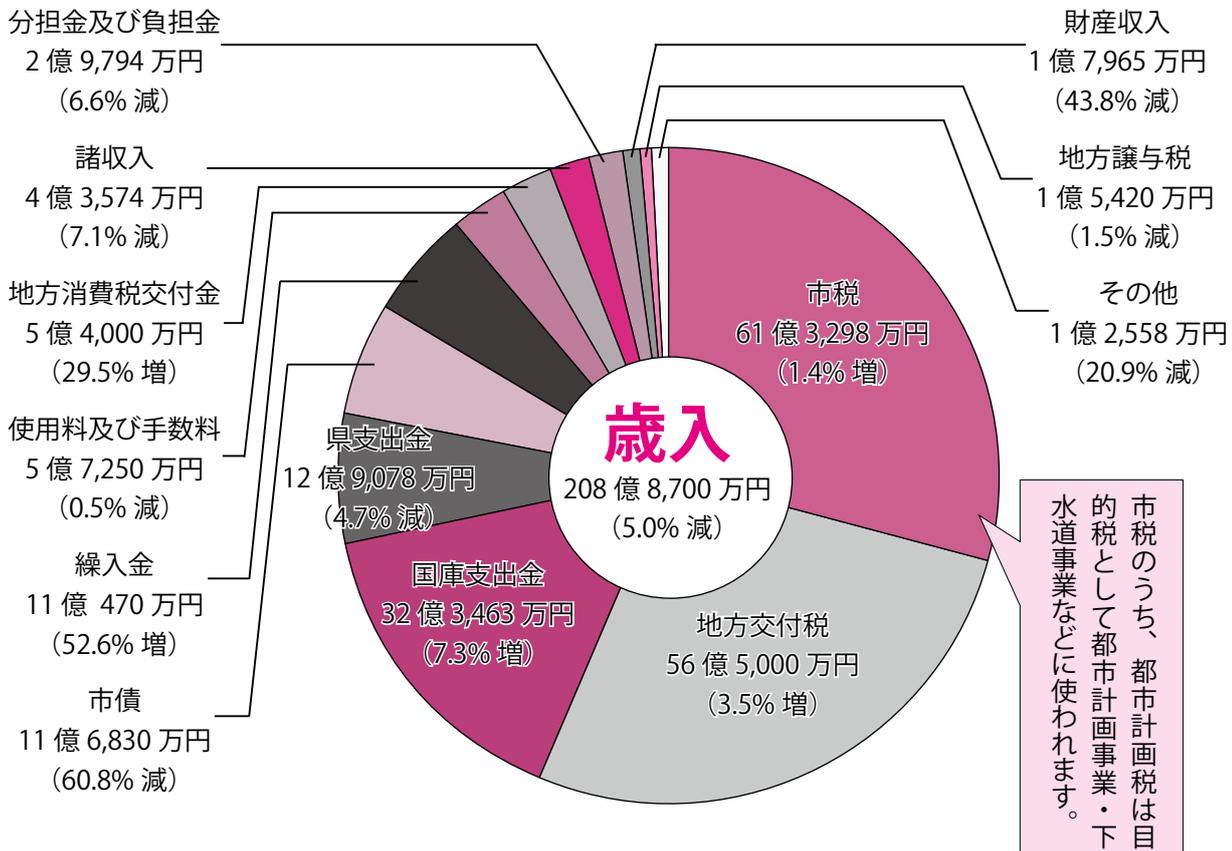
公営企業会計は市民のみならず水道水の供給を行っている水道事業の会計で、その規模は昨年度と比べて15.4%減の17億8,986万円となりました。

【各会計予算まとめ】

会計名	平成26年度	平成25年度	増減率 (%)	
一般会計	208億8,700万円	219億9,300万円	△5.0	
特別会計	下水道事業	16億9,615万円	17億3,292万円	△2.1
	住宅新築資金等貸付金	4,136万円	4,831万円	△14.4
	国民健康保険	72億4,545万円	69億2,970万円	4.6
	駐車場事業	7,008万円	6,707万円	4.5
	簡易水道事業	3,414万円	3,810万円	△10.4
	介護保険	46億4,200万円	39億380万円	18.9
	後期高齢者医療	6億5,381万円	6億1,999万円	5.5
	小計	143億8,299万円	133億3,989万円	7.8
合計	352億6,999万円	353億3,289万円	△0.2	

公営企業会計 水道事業	17億8,986万円	21億1,569万円	△15.4
-------------	------------	------------	-------

(表示単位未満は四捨五入していますので、値が合計等と異なる場合があります。)

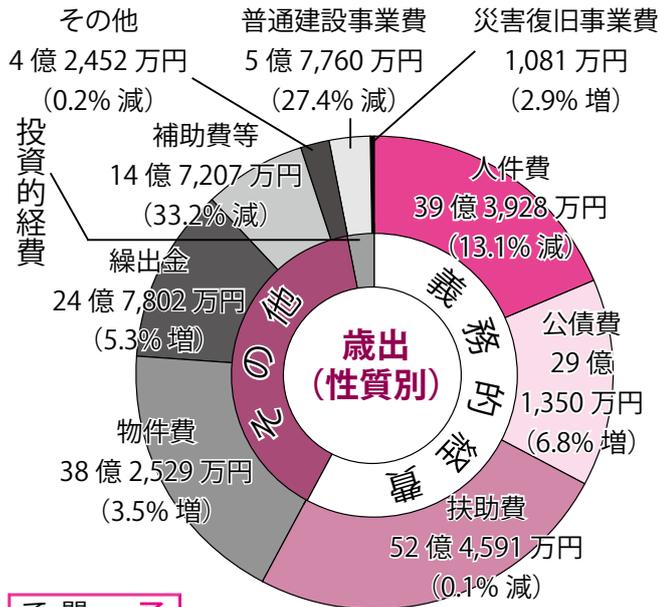


一般会計

平成26年度の主な事業

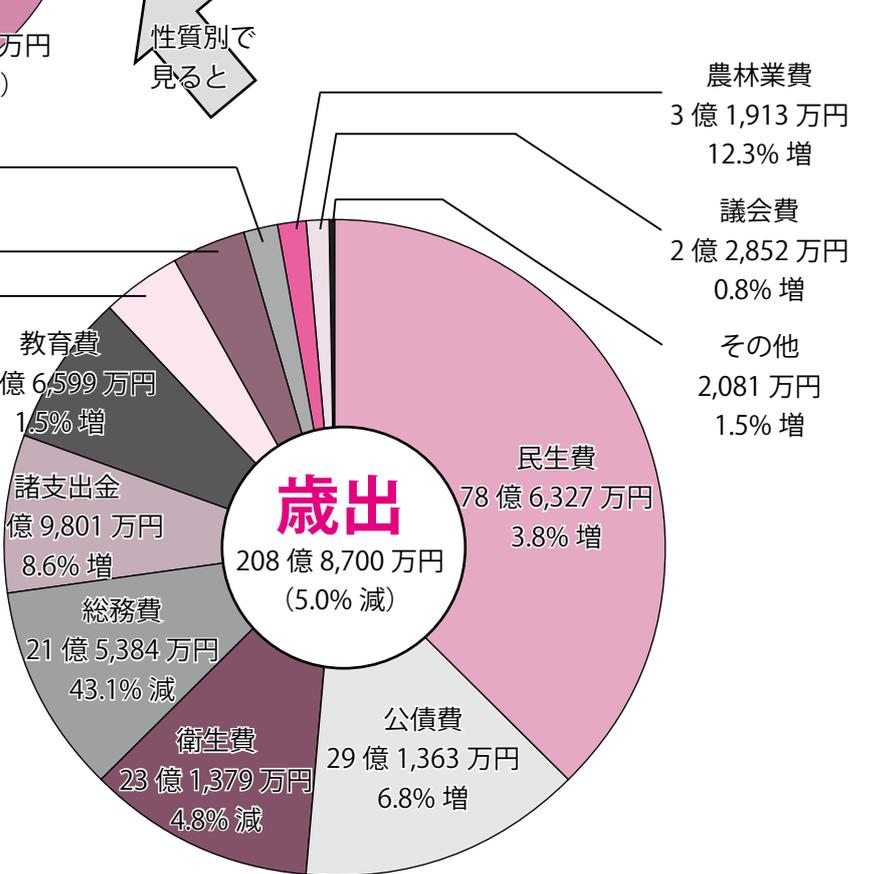
〈新規事業含む〉

- 協働のまちづくり
〈協働の地域づくり〉
- ◆市民活動交流拠点運営支援事業 ……617万円
- ◆市民協働推進補助金…1000万円※
○にぎわいと活力のあるまちづくり
〈観光の振興〉
- ◆桜井記紀万葉プロジェクト推進協議会補助事業 ……470万円
- ◆農林業の振興
- ◆6次産業化拠点事業に伴う周辺道路整備事業 ……1,430万円
- 心身ともに健やかなまちづくり
〈健康づくり〉
- ◆一般不妊治療助成金 ……150万円
- ◆地域福祉相談員事業…829万円※
◆医療の充実
- ◆乳幼児・小児等医療費助成制度の拡大 ……156万円
- 互いに学びあい高めあうまちづくり
〈学校教育の充実〉
- ◆学校給食センター建設にかかる調査 ……1,479万円
- ◆歴史文化の保全と活用
- ◆纏向学研究センターの運営 ……788万円※
- ◆歴史文化基本構想策定事業 ……500万円
- ◆纏向遺跡保存管理計画策定事業 ……300万円
- ◆人権文化の確立
- ◆人権啓発・人権教育の推進



- ◆さくらい男女共同参画プラン21(第2次)の策定 ……192万円
- 地域の文化に根ざした環境共生のまちづくり
- ◆(資源循環の推進)
- ◆住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付事業 ……300万円
- 一人一人の暮らしが活きるまちづくり
〈住環境の充実〉
- ◆市営住宅の耐震診断(5棟) ……1,625万円
- ◆(防災体制の充実)
- ◆防災訓練の実施 ……120万円
- ◆地域防災計画の見直し…324万円
- ※の事業については、「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金」を活用させていただきます。

予算書を読めます
 予算書は、市役所3階情報公開コーナーまたは、市立図書館で閲覧できます。



本市は、平成22年度から黒字となっておりますが、公共施設の見直しなどの課題の解決や、第5次総合計画における「まちづくり」を実現していくため、平成25年度までの第2次行財政改革に引き続き、新たな行財政改革の推進に向けた取り組みを現在進めています。
 今後とも、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

【財政課】

4月1日から桜井市ホームページが新しくなります！

桜井市ホームページのリニューアル より見やすく 使いやすく

ホームページ全体のリニューアルを行い、利用者が質・量ともに満足できるサイトを目指しました。ぜひ、ご利用ください。

URL : <http://www.city.sakurai.nara.jp>



ホームページ利用者 の立場を考えて

本市では、平成11年にホームページを構築し、電子自治体として利用者の視点に立ち、情報提供を行ってきました。

しかし、構築から14年を経た現在は、ユーザーニーズの多様化にともない、様々な利用者にとって、質・量ともに満足できるページ作成ができていない現状がありました。

利用者からは「欲しい情報にすぐにたどりつけない」、「情報の更新が遅い」との声が多く出ていました。

将来都市像を意識した サイト設計

本市は、第5次総合計画の将来都市像として「観光・産業創造都市」と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまちを「目指しています」。

そのため、行政、観光情報および災害発生時の緊急情報など、利用者との情報の共有、積極的な情報の受発信を行わなければなりません。

今回は、ウェブサイトを利用者にとって使いやすく、分かりやすいサイトにするための再構築を行いました。

多目的な情報発信 ツールを目指して

再構築にあたっては、次に示すこれまでの課題や今後の利用について考えました。

①本市のブランドを効果的に発信

本市の方向性や、地域特長である緑豊かな自然や「纏向遺跡」をはじめとする数多くの遺跡、古墳、古社寺また日本最古の道とされる「山の辺の道」といった豊富な歴史・文化遺産でもあたる観光資源をデザインおよびコンテンツに反映させ、本市の魅力を市内外の利用者に訴える仕

組みをもたせる。

行政情報の積極的な発信、桜井記紀万葉に伴う歴史、文化に関する情報の充実を図る。

②利用者の誰もが目的の情報に容易にたどりつける

利用者が必要な情報を速やかに得られるように、例えば、子育て中の人や高齢者、これから本市に住もうと考えている人など、利用者の属性に適應できるコンテンツの分類、ジャンル構成、メニュー設定、画面デザインを構築する。また、サイト内検索により利用者が求める情報が得られるよう適切に設定する。

③高齢者や障がい者を含めた多様なユーザーが利用できる

④災害発生等の緊急時でも即座に情報を提供

災害発生等の緊急事態において正確な情報を即座に分かりやすく提供することができるホームページを実現する。

観光客に新たなツールを

観光旅行者に「桜井市」を楽しんでもらうためのツールとして観光アプリを作成しました。観光アプリは、観光スポットの位置情報・イベント情報を簡単に調べることができ、電子版観光ガイドブックとして利用していただけます。

また、「桜井市観光情報サイト」と連携し、更新情報も反映させるので、利用者は最新の観光情報を得ることができます。さらに、「ひみこちゃんの占い」や「大和さくらい100選」を利用したスタンプラリー等、利用者を楽しんでいただける仕組みも、もたせています。

アプリの配布については、App StoreやGoogle Playからダウンロードしていただけるよう調整中ですので、でき次第、広報紙等でお知らせします。

【総務課】

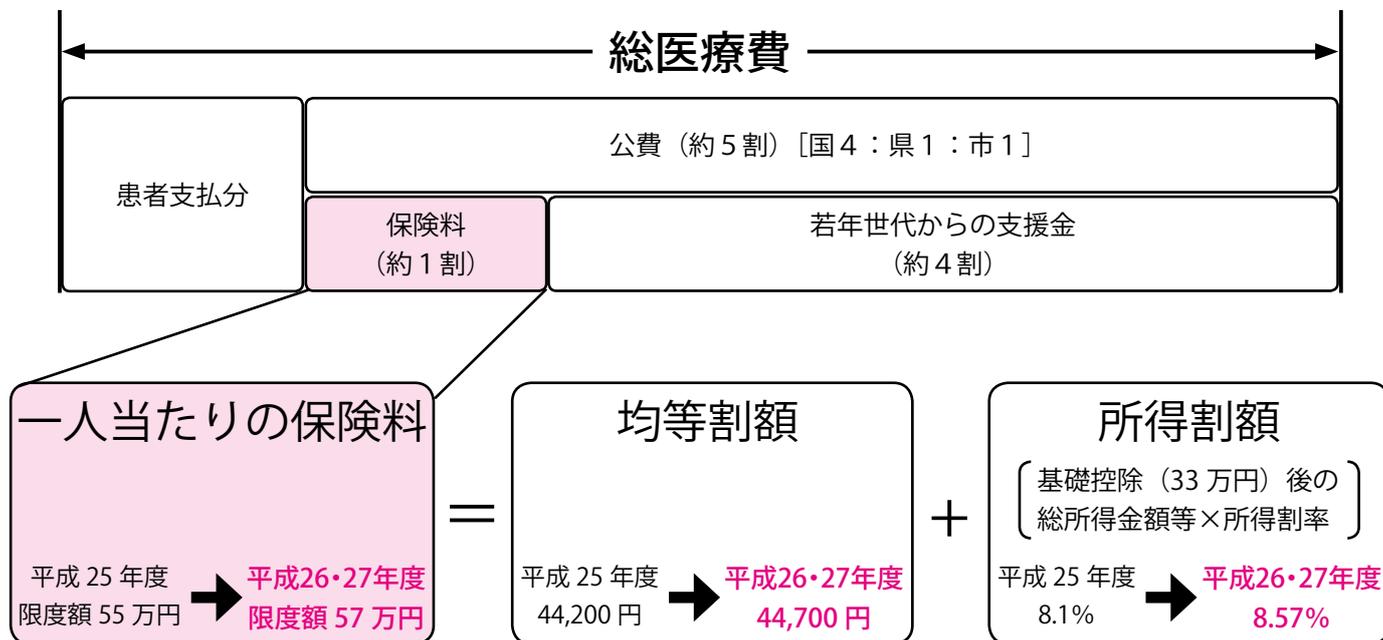


桜井市観光アプリ「桜井さくナビ」もつくったで〜



後期高齢者医療保険料 保険料率改定および軽減措置の拡充について

平成 26 年度分から、後期高齢者医療保険料の保険料率が次のように変わります。
後期高齢者医療保険料の保険料率は、法律により 2 年ごとに見直されます。



後期高齢者医療制度に必要な医療費 (診療を受けたときの患者支払分は除く) は、国・県・市が負担する公費で約 5 割、75 歳未満の方からの後期高齢者支援金で約 4 割、残りの約 1 割分を被保険者が納める保険料でまかっています。

被保険者のみなさんの医療費を支えるための保険料負担となっていますので、ご理解いただけますようお願いいたします。なお、所得の低い世帯などに対する保険料軽減措置は、継続されることとなっています。

◆保険料の軽減措置

○均等割額の軽減

世帯の所得水準によって、下図のとおり軽減されます。また平成 26 年度から、**2 割・5 割の軽減範囲が拡充されます。**

軽減割合	世帯 (被保険者および世帯主) の総所得金額等
9 割	「基礎控除 (33 万円)」を超えない世帯で、かつ 被保険者全員の各種所得がない世帯 (年金収入は控除額を 80 万円として所得を計算)
8.5 割	「基礎控除 (33 万円)」を超えない世帯
5 割 (拡充)	「基礎控除 (33 万円) + 24.5 万円 × 世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯 ↓ 「基礎控除 (33 万円) + 24.5 万円 × 世帯に属する被保険者数 」を超えない世帯 ※単身世帯についても軽減の対象となります
2 割 (拡充)	「基礎控除 (33 万円) + 35 万円 × 世帯に属する被保険者数」を超えない世帯 ↓ 「基礎控除 (33 万円) + 4.5 万円 × 世帯に属する被保険者数」を超えない世帯 ※軽減対象所得の基準額が引き上げられます

- ・65 歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から 15 万円が控除されます。
- ・世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。
- ・軽減判定は 4 月 1 日 (4 月 2 日以降新たに加入した場合は加入した日) の世帯の状況で行います。

○所得割額の軽減

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の人は、所得割額が 5 割軽減されます。

◆被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減措置

被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) や会社の健康保険、船員保険や共済組合などです。(市町村国民健康保険や国民健康保険組合は該当しません。)

所得割額	均等割額軽減割合
負担なし	9 割

【保険医療課】

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険被保険者証はお受け取りいただきましたか？

平成26年度の国民健康保険被保険者証（保険証）を3月中旬に発送しました。配達日に留守などで受け取りができなかった世帯の保険証は、桜井郵便局（郵便物お預かりのお知らせに記載の保管期間内）または保険医療課でお預かりしています。



保険証発行の状況、保管場所等の確認をしますので、お越しいただく前に保険医療課保険年金係まで問い合わせてください。お越しの際は次のものを持参してください。

- ▽受け取りに必要なもの
- ・受取人の本人確認ができるもの

（運転免許証・パスポートなど顔写真のあるもの）

- ・平成25年度の保険証
- ・印鑑

※同じ世帯でない代理の人の受け取りは、委任状・代理人の本人確認できるもの・印鑑・平成25年度の保険証を持参してください。

国民健康保険の手続きが遅れると思われぬ不利益に！ ：注意してください

現在の制度では、すべての人が何らかの健康保険制度に加入しなければいけません。また世帯主には、

- ◎就職や退職
- ◎家族の健康保険の扶養からはずれた、扶養に入った
- ◎住所を変更した

等々、国民健康保険の手続きが必要な異動が家族内に発生したら14日以内に届出することが義務付けられています。

◆退職などで社会保険を脱退したり、桜井市へ転入する場合

社会保険を任意継続したり家族の扶養に入るなど、何らかの健康保険制度に加入する人以外は、前の健康保険の資格がなくなった日に遡^{さかのぼ}って居住地の国保に加入しなければなりません。したがって、遡^{さかのぼ}って国民健康保険税を納めることになります。さらに、届出をしないでいた期間の医療費は全額自己負担になるなど届出が遅れることで思われぬ不利益を被つてしまいます。

前の勤務先や、健康保険の担当者に資格がなくなる【資格喪失日】を必ず確認し、その喪失日から14日以内に下記まで加入の届出をしてください。

◆就職などで社会保険へ加入したり、桜井市から転出する場合

有効期限が残っている桜井市国民健康保険証を持つ

ていても、【社会保険の資格取得日・市外への転出日】に遡^{さかのぼ}って無効になりますので使用できません。

就職するときは事前に勤務先の担当者に【社会保険の資格取得日】がいつになるかを確認してください。原則としてその日以降、桜井市国保の資格を喪失することになります。

転出するときは【転出（確定）日】以降、桜井市国保の資格を喪失することになります。

健康保険制度切替の手続中で、新しい健康保険証が交付されるまでのあいだに医療機関を受診するときは事前に保険医療課へご相談のうえ、必ず新しい健康保険証がまだ交付されていないことを医療機関に申し出てください。

原則として転出するとき【転出日】より、就職するときは【社会保険資格取得日】より14日以内に届出をしてください。

◆「就職したけど、まだ勤務先から新しい保険証をもらっていないし：今持っている保険証を使えばいいや…」と受診した場合は、特に注意してください！

勤務先から新しい保険証をもらっていないくても、社会保険の資格取得日に遡^{さかのぼ}って国民健康保険証は無効になりますので、資格がないにもかかわらず桜井市国保の保険証を使用したこととなります。また、こういった場合に遡^{さかのぼ}る期間の医療費全額を桜井市国保へ返還していたことになるります。

この医療費返還金は、確認期間を要するため数か月たってはじめて返還請求書を送付します。また、時には非常に高額になることがありますので、注意してください。

詳しくは保険医療課まで。

（☎42・9111）

- 資格の届出に関することは：保険年金係 内線 521・523
- 健康保険証の使用については：給付係 内線 526・527

【保険医療課】

医療機関での窓口負担が変わります！

平成26年4月から新たに70歳になる人で、所得区分が現役並み所得者以外の人の窓口負担が、70歳の誕生日の翌月から2割に変更になります。ただし、既に70歳になっている人の窓口負担は、引き続き1割に据え置かれます。

●昭和19年4月1日までの誕生日の人で75歳までの人

所得区分	負担割合
一般の人・低所得（住民税非課税世帯）の人	1割
現役並み所得者	3割

※高齢受給者証について

70歳の誕生日の翌月（誕生日が1日の人はその月）から、高齢受給者証の負担割合で医療を受けることができます。保険証と一緒に提示してください。

●昭和19年4月2日以降の誕生日の人で新たに70歳になる人

所得区分	負担割合
一般の人・低所得（住民税非課税世帯）の人	2割
現役並み所得者	3割



平成26年4月～平成27年3月までの国民年金保険料は、月額15,250円です。

◆保険料を前納するとおトクになります

- ・現金による1年前納の場合
183,000円 → 179,750円 (3,250円割引)
- ・現金による6か月前納の場合
91,500円 → 90,760円 (740円割引)
- ※1年前納は4月末、6か月前納は4月末及び10月末が納付期限です。（月末が休業日の場合は、翌営業日が納付期限となります。）
- ・2年前納が始まりました（口座振替のみ）
370,080円 → 355,280円 (14,800円割引)

◆学生納付特例制度を申請されるみなさんへ

◎毎年申請が必要です

学生（20歳以上）で保険料の納付が困難な場合は、本人の前年所得が一定額以下であれば申請により保険料の納付を猶予する制度です。

▷対象者 大学・大学院・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校その他の教育施設等の学生・生徒（夜間・定時制・通信課程も含まれます。）

▷申請期間 4月1日～翌年4月末日まで

※承認期間は4月から翌年3月です。申請が遅れると、申請までに事故や病気で万が一のことが起こった時に、障害基礎年金・遺

族基礎年金が請求できない場合がありますので、申請は早めに行ってください。

- ▷申請方法 日本年金機構から学生納付特例申請書（ハガキ）が届いた人は、申請書に必要な事項を記入し返送してください。申請書が届かない人は、年金手帳・学生証・印鑑を持って保険年金係で申請してください。

◎保険料の追納

学生納付特例制度を受けた期間は、10年以内であれば後から納付（追納）することができます。追納があった期間については老齢基礎年金の額に反映されますが、追納がない場合については老齢基礎年金の額に反映されず、受給権発生のための資格期間をみる場合にのみ反映します。将来、満額の年金を受けるためにも、保険料の追納をおすすめします。

ただし、承認を受けた年度から3年度目以降に追納する場合は、その当時の保険料額に政令で定める率を加算した額となります。

※国民年金の「免除・納付猶予制度」「学生納付特例制度」について、消滅時効が成立していない未納期間について過去2年分まで遡及して納付を免除・猶予できます。

不明な点があれば、桜井年金事務所（☎42-0033）へ問い合わせてください。

【保険医療課】

国民年金からのお知らせ

～年金は世代と世代の支え合い～

生涯学習講座 ～ともに学ぼう ひろげよう～

いきいきと自分らしく生きるために、学ぶ楽しさをともに体験しませんか。

◆申込方法 往復ハガキに、参加したい講座名と郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号を書いて、〒633-8585 大字粟殿202番地 市教育委員会事務局社会教育課へ4月14日（月）《必着》までに申し込んでください。

申込多数の場合は抽選になります。

※1人で複数の講座に申し込むこともできます。ただし、1講座につき1人1枚の往復ハガキで申し込んでください。なお、電話での申し込みはできません。

（特に記載のない場合、受講料は無料です。ただし、材料費等は実費になります）

【社会教育課】

往復ハガキ記載例

◎申込は往復ハガキで4月1日（火）～14日（月）《必着》

※1講座につき1人1枚

52	□□□-□□□□	講座名
〈返信〉		郵便番号
ご自分の		住所
郵便番号、		氏名（ふりがな）
住所、氏名		年齢
を記入してく		電話番号
ださい。		(往信の裏)
□□□-□□□□		

52	〒633-8585	桜井市大字粟殿	白紙のままに しておいてく ださい。
〈往信〉		桜井市	
		社会教育委員会	
		行	
		202番地	
□□□-□□□□			(返信の裏)

市民ふるさと講座

「ふるさと（郷土）」は日常のくらしと深いかわりがありますが、身近なものでも意外に知られていないことがあります。私たちのまちの環境・歴史・文化・産業などに目を向けて、くらしとのかわりを学びましょう。

概要	要	開催日	内容
・対象者 市内在住・在勤の人 ・定員 70名 ・場所 中央公民館ほか ・実施時間 午後1時30分 ～3時30分		5/14（水）	開講式 鎮守の森と美しきふるさとの自然
		6/18（水）	芸能発祥地で能楽を学ぶ
		7/16（水）	美味しい大和畜産ブランドについて
		9/17（水）	法話と国宝文殊菩薩拝観（安倍文殊院） （※班別移動・参加費必要）
		10/15（水）	万葉歌碑をたずねて （兵主神社・相撲神社・穴師方面）（※班別移動）
		11/26（水）	纏向遺跡発掘現場の見学（※班別移動）
		12/11（木）	講座「いきいきライフ」との合同講座 （迎春用寄せ植え）（※材料費必要）
		平成27年 1/28（水）	木材産業と木材市場の見学（あるぼ～る） （※班別移動）
		2/18（水）	エスプリフランセ（フランス気質）について 閉講式

高齢者学級	いきいきとした高齢期をすごすために、健康や豊かな教養、生きがいなどについて積極的に学ぶとともに、たくさんの人との交流を深めましょう。		
	概 要	開 催 日	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 市内在住の65歳以上の人 ・定員 285名 ・場所 中央公民館ほか ・実施時間 午前9時30分 ～11時30分 <p style="color: #e91e63;">※申込締切日以降は受付できません。</p> <p style="color: #e91e63;">また、自主運営年会費として2,000円を6月の講座の際に集金します。</p>	5/15 (木)	開講式 高齢社会をどう生きるか
		6/19 (木)	賢い消費生活 ーねらわれています高齢者ー
		7/17 (木)	生きがいのある長寿を生きるために
		8/21 (木)	サービス付き高齢者向け住宅の普及・促進などの取り組みについて
		9/18 (木)	大和の民族文化について
		10/8 (水)	社会見学 (※参加費必要)
		11/13 (木)	さわやか体操
		12/4 (木)	二胡の演奏とそれを取り巻く文化
		平成27年 1/20 (火)	新春のつどい (※参加費必要)
2/19 (木)		万葉集からみる「桜井」	
3/5 (木)	学びを振り返って 閉講式		

講座「いきいきライフ」	社会の変化に対応し、生きがいを感じながら自分らしく生きていくための学習の場として、私たちの生活に密着した事柄について学びましょう。		
	概 要	開 催 日	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 市内在住・在勤の人 ・定員 45名 ・場所 中央公民館 ・実施時間 午前9時30分 ～11時30分 	5/22 (木)	開講式 県産の農産物を生かした美味しい奈良づくり
		6/26 (木)	ヘルシー料理づくりに挑戦 (※材料費必要)
		7/24 (木)	お点前の世界を体験し茶道に親しむ (※材料費必要)
		10/23 (木)	羊毛を手紡ぎして作品づくり (※材料費必要)
		11/20 (木)	奈良ゆかりの美術鑑賞のツボを楽しく解説
		12/11 (木)	市民ふるさと講座との合同講座(迎春用寄せ植え) (実施時間:午後1時30分～3時30分) (※材料費必要)
		平成27年 1/29 (木)	体によいカテキンなどを含むお茶の話 閉講式

まほろばセンター文化クラブ講座 募集要項

【まほろばセンター】

- ▷受講資格 「まほろばセンター文化クラブ」会員
- ▷文化クラブ会費 1,000円
- ▷申込方法
 - ・受付用紙は、まほろばセンター窓口にあります。
 - ・①講座名②郵便番号・住所③氏名④年齢⑤電話番号等を記入して、文化クラブ会費・年間受講料を添えて申し込んでください。(電話又はFAXでの受付はいたしません。)
 - ・定員のある講座で、定員を超えた申込がある場合は、初めての人を優先させていただき、受講経験者の人は抽選となります。後日、抽選日のご連絡をしますが、連絡のない場合は、抽選がありません。
 - ・申込時に「まほろばセンター文化クラブ」に、ご入会いただきます。
- ▷申込受付期間 4月7日(月)～4月30日(水) 午前9時～午後8時
(ただし、4月21日(月)は、まほろばセンター休館日です)
- ▷問い合わせ先 まほろばセンター(〒633-0091 大字桜井1259 エルト桜井2階 ☎42-1973)

■まほろばセンター文化クラブ講座 ご紹介

お菓子講座		年間受講料	5,000円
講師	藤田良子先生	<手作りのお菓子はいかが> 誰もが家庭で簡単にできるお菓子作りを心を込めて指導します。子どもさんにも喜んでもらえる、心のこもった手作りのお菓子にチャレンジしてみませんか。	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第1・3火曜日		
時間	午後6時30分～8時30分		
教材費	1か月材料代1,000円程度		
定員	20名		
組紐講座		年間受講料	3,000円
講師	小出恒子先生	<帯メを自分の手で組んでみませんか> 絹糸をつけたおもりがカタカタと心地よい音を立てながら少しずつ組み上げていく組紐。忘れがちな日本の古い伝統、手組みのよさを一度味わってみませんか。そして自分の手で組んだ帯メを使ってみませんか。	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第1・3火曜日		
時間	午後6時30分～8時30分		
教材費	教材費：糸代1本3,000円程度		
定員	20名		
料理講座		年間受講料	5,000円
講師	藤田良子先生	<健康は食事からといます> 旬の食材を活かした毎日の料理から、おもてなし料理まで、楽しく調理しています。おいしさ自慢の料理を作ってみませんか。	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第2・4火曜日		
時間	午後6時30分～8時30分		
教材費	1か月材料代1,800円程度		
定員	20名		
きもの着付講座		年間受講料	5,000円
講師	橋本智代先生	<日本の美は、やはり和服ですね> 着物を着てチョットとお出かけ。新しい自分が見つかるかも…。紐一本で苦しくなく、気楽に着物を楽しみましょう。着物は、美しく見せるコツを少し覚えれば何でも無いことなんですよ。(受講は女性に限ります)	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第1・2・3木曜日		
時間	午後6時30分～8時30分		
教材費	新規のみテキスト代1,000円程度		
定員	20名		
ジャズダンス講座(ストレッチ)		年間受講料	2,000円
講師	谷東李加先生	<ジャズダンスの基本> バレエの美しさを活かし、リズムに合わせて楽しく身体を動かし、いつまでも若々しくあるために、皆さん一緒にがんばりましょう！(受講は女性に限ります)	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第1・3木曜日		
時間	午後7時～8時30分		
教材費	なし		
定員	制限なし		

■まほろばセンター文化クラブ講座		ご紹介	
書道講座	年間受講料	3,000円	
講師	白友会 谷口白蘭先生・山田白雲先生	<p><筆を持ったことがなくても、気軽に受講できます> ゆっくり墨をすって心を落ち着かせ、ほんのひとときでもすべてを忘れ筆の運びに身をまかせます。墨の香りは人の心を和ませることでしょう。</p>	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第1・3木曜日		
時間	午後7時～8時30分		
教材費	なし		
定員	40名		
楽しい唱歌教室	年間受講料	2,000円	
講師	杉江満直先生・大西敏之先生	<p><歌によって癒される生活> 歌って笑って年間50曲余り、唱歌・童謡・ポピュラーソングなどいろんな歌の意味や歴史を心豊かにたどりませます。どうぞお気軽においでください。</p>	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第2・4木曜日		
時間	午後6時30分～8時30分		
教材費	なし		
定員	制限なし		
おもしろ歴史・文学講座	年間受講料	1,000円	
講師	室原慶和先生	<p>桜井に息づいた昔々の物語、桜井を知り、桜井を学ぶ歴史講座と、万葉集をはじめ、日本浪漫派・保田與重郎など桜井とかかわりの深い文学素材を取り上げ学んでいく文学講座です。</p>	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第1金曜日		
時間	午後7時～8時30分		
教材費	なし		
定員	制限なし		
初心者のお琴講座	年間受講料	3,000円	
講師	伊藤和子先生	<p>お琴の優雅な音色は日本人の心の音色です。 お琴なんて弾いたことがない。お琴など持っていない。という方のための初心者講座です。大師範・伊藤和子先生がお琴の楽しさを教えてくださいます。</p>	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第2・4水曜日		
時間	午後7時～8時30分		
教材費	お琴リース料・テキスト代他 500円/回		
定員	10名（お琴の台数です。）		
花の水彩画講座	年間受講料	3,000円	
講師	中村嘉明先生	<p>日常の暮らしの中で見つけた美しい花、かわいい花を絵に描けたらいいな、とは誰も思うこと。そんな願いをお手本や生きた花を使ってやさしく、わかりやすく教えてくださいます。 (男性歓迎)</p>	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第2・4月曜日		
時間	午後6時30分～8時30分		
教材費	教材費・道具リース料ほか 500円/回		
定員	20名		
短歌入門講座	年間受講料	1,000円	
講師	小西栄依子先生 他	<p>くらしの中で感じたことを歌に詠む。ちょっと立ち止まり、目をこらし、耳を澄ますことで、あなたの周りの風景が新鮮に映ってきます。初心者歓迎。</p>	
期間	5月～平成27年3月		
曜日	第2土曜日		
時間	午後1時～2時30分		
教材費	なし		
定員	制限なし		

(※申込人数の少ない講座は、開講されないことがあります。)

平成26年度 中央公民館講座・教室生募集

教室・講座名	講師	内容紹介	学習日	定員
生花教室 (未生流)	池田登美甫さん	生活の中に四季折々の花材を使い、穏やかに、和やかに、初めての方も生花の魅力を知ろう。	第2金曜日 午前10時～12時	20人
桜井少年少女 合唱団	杉江典子さん	合唱の練習を通して、集団の中で自分を表現する喜びを育てます。美しいハーモニーを作り上げる練習をとおして合唱の基礎を養います。	第1・3・5日曜日 午前10時～12時	30人
	吉野那月さん (ピアノ)			

公民館はみなさんの身近にある生涯学習の場です。新しい出会いと楽しい活動をとおして、仲間づくりや豊かな生活、地域づくりの場として活用してください。

▷受講資格 市内在住・在勤の人（ただし、桜井少年少女合唱団は、市内小・中学生のみ）

▷受講料 教室・講座は、無料
(ただし、テキストや教材は実費負担)

▷申込方法 ハガキ又は、中央公民館窓口の申込用紙に①希望教室・講座名②郵便番号③住所④氏名⑤年齢⑥電話番号を記入し、中央公民館(〒633-8585 大字粟殿202番地)へ申込んでください。

・桜井少年少女合唱団は、保護者名・学校名・学年も記入してください。

・市内在勤の方は、勤務先名・電話番号を記入してください。

・ハガキ1枚につき希望の教室・講座名を1つ記入してください。

・電話・FAXでの申込みは出来ません。

▷申込期間 4月2日(水)～4月25日(金)

・申込み多数の場合は、抽選となります。

・教室・講座の開講日は、締切後お知らせします。

▷問い合わせ先 教室・講座は、中央公民館

(☎45-0965) 直通へ(月・火曜日は休館)

【中央公民館】

グループやサークルのみなさんへ

生涯学習指導者バンクをぜひ活用ください!

生涯学習指導者バンクでは様々な資格や経験をお持ちの方を登録し、市民の方に紹介しています。学習活動の指導者をお探しのときには、ぜひ活用ください。

利用の条件

○市内の学校や5名以上の団体、グループ、学級等を対象にしています。
○学習者の営利活動や宗教的又は政治的活動を目的としない内容の学習会に利用できます。

利用の方法

○学習内容や分野の相談について、左記まで連絡してください。

《連絡先》市教育委員会事務局 社会教育課
生涯学習振興係(☎42-9111内線608)

○ご希望に応じて指導者との調整を図り、紹介します。

○その後、指導者と学習会の日時や場所等、詳細について直接相談してください。

○指導者が了解し、指導者バンクを利用することが決定した後、「利用申込書」を右記の連絡先まで提出してください。また、学習会終了後にも「利用実績報告書」を提出してください。

○なお、学習会の実施に際して、万一事故があった場合には、代表者の責任において対応してください。

指導者に対する謝金について

○指導者は、原則として無償で指導を行います。

○ただし、謝金を支払う場合には、1回(2～3時間程度)あたり5,000円(交通費・材料費等の必要経費を含む)以内で、依頼した指導者に直接支払ってください。

詳しくは、社会教育課生涯学習振興係(☎42-9111内線608)まで問い合わせてください。

指導者の登録分野

○教育・社会・福祉

①育児 ②幼児教育 ③青少年教育

④家庭教育 ⑤人権教育 ⑥女性問題

⑦高齢者問題 ⑧語学 ⑨文学

⑩歴史 ⑪郷土史 ⑫法律 ⑬経済

⑭国際交流 ⑮福祉 ⑯その他

○環境・自然・産業

①環境 ②天文学 ③地学 ④生物

⑤自然観察 ⑥科学 ⑦観光 ⑧パソコン

⑨その他

○文化・芸術・趣味

①絵画 ②書道 ③短歌・俳句・川柳

④詩吟 ⑤写真 ⑥音楽 ⑦舞踊

⑧手・工芸 ⑨茶・華道 ⑩囲碁・将棋

⑪園芸 ⑫伝承あそび

○その他

①健康・運動

②健康管理 ②競技スポーツ ③レクリエーションスポーツ ④体力づくり

⑤野外活動 ⑥その他

【社会教育課】

春の交通安全県民運動

実施期間：4月6日（日）～4月15日（火）の10日間

スローガン：交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～ 大和の交通マナーを高めよう ～

運動の基本	子どもと高齢者の交通事故防止
運動の重点	1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底） 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 3 飲酒運転の根絶 4 二輪車、原付車の交通事故防止（奈良県重点）

【春の交通安全県民運動】の関係行事

1. 平成26年春の交通安全県民大会（入場無料）

- ◇日時 4月4日（金）午後1時～3時50分
- ◇場所 いかるがホール（斑鳩町興留10丁目6番43号）
- ◇内容 第1部 県警音楽隊ウェルカム演奏・表彰式・交通安全宣言など
第2部 講演・アトラクション

2. 桜井市内で実施される行事

月	日	曜	時間	行事名称	場所
4	6	日	9:00～10:00	街頭広報啓発活動（交通安全宣言など）	中央公民館前交差点
	7	月	10:00～11:00	無事故・無違反チャレンジ123表彰式	桜井警察署
	10	木	16:00～17:00	街頭広報啓発活動（交通事故死ゼロを目指す日）	箸中南交差点
	12	土	13:30～15:30	集まれ!!ちびっ子交通安全	市民体育館
	13	日	10:00～12:00	高齢者ドライバースクール	桜井自動車教習所
	15	火	10:00～11:30	子育て・高齢者宅訪問	初瀬小学校区内

4月10日は『交通事故死ゼロを目指す日』

◆記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。このような中、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるために、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされました。

4月10日は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。市民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

【危機管理課】

健康だより

※お問い合わせは健康推進課
(保健会館 ☎45-3443)へ

番号のおかけ間違いのないようにご注意ください。



5月の保健事業

乳幼児対象事業(妊婦・乳幼児と保護者対象)

乳幼児健康診査 (対象者には個人通知します)					
事業名	対象者	日時 (受付時間)	場所	内容	持ち物
4か月児 健康診査	平成26年1月1日～ 1月15日生まれ	5月16日(金) 13:00～14:00	保健 会館	身体計測・問診・診察(内 科)・離乳食の話・育児 相談	母子健康手帳・乳幼 児健康管理票・問診 票・バスタオル
	平成26年1月16日～ 1月31日生まれ	5月30日(金) 13:00～14:00			
10か月児 健康診査	平成25年7月1日～ 7月15日生まれ	5月15日(木) 13:00～14:00		身体計測・問診・診察(内 科)・育児相談・歯科相談・ 栄養相談	母子健康手帳・問診 票・バスタオル
	平成25年7月16日 ～7月31日生まれ	5月29日(木) 13:00～14:00			
1歳6か月児 健康診査	平成24年10月1日～ 10月15日生まれ	5月1日(木) 13:00～14:00		身体計測・問診・診察(内 科・歯科)・育児相談・ 歯科相談・栄養相談・発 達相談	母子健康手帳・健康 診査票・歯科診査票
	平成24年10月16日 ～10月31日生まれ	5月2日(金) 13:00～14:00			
2歳6か月児 歯科健康診査	平成23年10月生まれ	5月1日(木) 9:00～10:00	問診・診察(歯科)・歯 科相談・育児相談 ※保護者の歯科健診も実 施しています。	母子健康手帳・歯科 診査票(子ども用・ 保護者用)・質問票・ ハブラシ・タオル	
3歳6か月児 健康診査	平成22年10月1日～ 10月15日生まれ	5月21日(水) 13:00～14:00	尿検査・身体計測・問診・ 診察(内科・歯科)・育児 相談・歯科相談・栄養相 談・発達相談	母子健康手帳・健康 診査票・アンケート 票・当日朝一番の尿	
	平成22年10月16日 ～10月31日生まれ	5月22日(木) 13:00～14:00			

相談・教室

事業名	対象者	日時	場所	内容	持ち物	申込
すくすく相談 (乳幼児 健康相談)	主に生後9か月未 満の乳児	5月13日(火) 9:30～10:00 ▲	保 健 会 館	身体計測・育児相談・ 栄養相談	母子健康手帳・ バスタオル	不 要
	主に生後9か月～ 1歳7か月未満の 乳幼児	5月29日(木) 9:30～10:00 ▲				
マタニティ教 室◆	妊娠4か月～8か 月未満の妊婦及び その家族	5月12日(月) 9:30～12:00 ◎	●	ママのからだの話(保 健師) 妊娠中の食生 活の話(栄養士)	母子健康手帳・ 筆記用具	要 (定員 20名)
		5月19日(月) 9:30～12:00 ◎	保 健 会 館	生まれたばかりの赤 ちゃんの話 沐浴実習等 (助産師・保健師)	母子健康手帳・ 筆記用具	
		5月26日(月) 9:30～12:00 ◎		赤ちゃんとママの歯の 話(歯科衛生士) 子育 てサービスの話(保健 師)		

▲…受付時間 ◎…実施時間 ●…まほろばセンターエルト桜井2階

◆…〈要申込〉の事業は電話で健康推進課(☎45-3443)まで。

平成26年度

日程	時間	実施場所
5/13 (火)	9:30 ~ 10:30	芝公民館
	10:45 ~ 11:15	三輪公民館
	13:10 ~ 14:10	桜井市役所分庁舎隣駐車場
	14:40 ~ 15:30	旧JAならけん桜井支店 安倍出張所
	15:50 ~ 16:20	桜井区公民館専用駐車場
5/14 (水)	9:40 ~ 10:10	旧JAならけん上之郷支店 上之郷事業所 (大字和田)
	10:40 ~ 11:30	桜井東ふれあいセンター 分館西側駐車場
	13:20 ~ 15:20	朝倉台集会所
	15:45 ~ 16:20	旧JAならけん桜井支店 多武峰事務所
5/15 (木)	9:30 ~ 10:20	大福中津道集会所
	10:30 ~ 11:00	桜井西ふれあいセンター 専用駐車場
	11:15 ~ 11:45	戒重幸玉会館 (入口東側駐車場)
	13:30 ~ 14:30	JAならけん纏向支店
	14:55 ~ 15:40	大泉公民館

犬の登録と
狂犬病予防注射

生後91日齢以上の犬には、法律で登録(生涯で1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が義務づけられています。今年度の巡回狂犬病予防注射は左記の日程で実施しますので、飼い主の人は必ず受けさせてください。また未登録の犬はこの時必ず登録してください。案内通知は、登録犬の飼い主にのみしています。

▽手数料
・狂犬病予防注射：2、650円

- ・狂犬病予防注射済票交付手数料：550円
- ・登録手数料：3,000円
- 登録時に交付する犬の鑑札は、首輪から外れないようにしてください。なくすと再登録(再登録料1,600円)が必要になります。
- 次のようなときは健康推進課まで連絡してください。
 - ・登録犬が死亡したとき
 - ・登録犬の飼い主が変更になったとき
 - ・登録犬の飼い主が住所を変更したとき(市内・市外に限らず)

犬の飼い主のみなさんへのお願い

犬のしつけやフンの処理は飼い主のマナーです。一人のマナーの低下により、周囲には多大な迷惑がかかります。犬の散歩時にはフンを処理する道具を持参し、飼い主が責任を持って後片付けをしましょう。また、犬・猫のご相談などは、動物愛護センター(☎0745-83-2631)へ問い合わせてください。



はつらつクッキング教室

～食生活改善推進員と一緒に

食事について楽しく学びましょう!～

- ▷対象者 20歳以上の人
- ▷日時 5月23日(金) 午前10時～午後1時
- ▷場所 中央公民館 調理実習室
- ▷定員 30人 ▷料金 300円
- ▷申込方法 5月20日(火)までに電話で健康推進課(☎45-3443)へ申込んでください。



ひみこちゃんの活動



ちょっと前の話やけど、バレンタインデーにせんとくんへ手作りチョコ渡してきたで! せんとくん喜んでくれたし、徹夜で頑張ったかいあったわ～

無料でかわいいイラストを使っただけです。ポスターやチラシにもお使い下さい。

使用許可申請書はホームページからダウンロードできます。もちろん観光まちづくり課にも用意しておりますので、気軽に問い合わせてください。



イラストは6パターン

公式ホームページ「ひみこちゃんのページ」をご覧ください。

ひみこちゃんの着ぐるみは無料で貸し出しています。

twitter @himiko__chan

【観光まちづくり課】

図書館からのお知らせ

● 4月23日は子ども読書の日です

図書館では、普段は手にしない本を読むきっかけになればと願い、いくつかのテーマを決めて定期的に本を集め、展示しています。

子ども向けの展示コーナーには、桜井市で使われている教科書に掲載された絵本・物語を集めたところや、桜・入園入学など4月をテーマにして本を集めたところがありますので、ぜひ手にとってお気に入りの作品を探してみてください。

また4月27日(日)には午前10時～11時まで、図書館クイズや絵本を使ったかるたとりを通じて、図書館に親しんでもらおうとイベントを開催します。申し込みは4月2日(水)から図書館カウンターで受付けていますので、みなさんの参加をお待ちしています。

①図書館古文書教室(全5回)の教室生を募集します

▷内容 古文書の読み方を学ぶ

▷講師 安田真紀子さん

▷開催日時 4月20日(日)、5月17日(土)、6月22日(日)、7月19日(土)、8月30日(土)
午後2時～3時30分



▷場所 図書館会議室

▷対象 一般

▷定員 25名(応募多数の場合は抽選)

▷資料代 500円(第1回目の教室で集めます)

②マタニティママ絵本教室に参加しませんか

▷内容 絵本の楽しさや選び方、読み聞かせの実演について学ぶ

▷講師 図書館職員

▷開催日時 4月24日(木)、5月22日(木)、6月26日(木)

午前10時30分～11時15分

▷場所 図書館おはなしの部屋

▷対象 妊娠中の女性

▷定員 10名(応募多数の場合は抽選)

①②共通

▷申込方法 ハガキ、EメールまたはFAXで、講座名、郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いて、桜井市立図書館(〒633-0051 大字河西31 Eメール library@city.sakurai.nara.jp FAX 44-2528)へ申し込んでください。

また、図書館カウンターでも受付けています。

▷受付期間 4月2日(水)～14日(月)

おはなし会の案内(当日参加)

『桜井おはなしの会』や『こども読未知』、職員によるおはなし会を開催しています。

月	日	対象	時間	内容	場所
4	5日(土)	こども(小学生から)	午後3時～3時30分	おはなしや絵本の読み聞かせなど	おはなしのへや
	12日(土)	こども(3歳～6歳)			
	19日(土)	全般	午後3時～3時15分	絵本の読み聞かせなど	
	26日(土)	こども(2歳まで)			

※大人も入場できます

●新しい本の情報については、図書館内の配布資料やホームページでも見ることができます。

☆お願い 次に読みたい人が待っている場合もありますので、本の返却期限は必ず守ってください。

期限を過ぎてもご返却がない場合、貸出停止になることがあります。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◎今月の休館日は、**毎週火曜日と第2金曜日(11日)**です。

【図書館 ☎ 44 - 2600 ホームページアドレス <http://www.library.sakurai.nara.jp>】

清掃公社からの お知らせ

浄化槽清掃について

「浄化槽法」では、1年に1回清掃することが義務づけられています。浄化槽を清掃しないと、河川の汚染や浄化槽の故障(詰まり)の原因になりますので、1年に1回清掃を実施してください。申込は清掃公社まで連絡してください。

し尿の収集 転入・転居・転出等 の際はご連絡を

転入や転居・転出(し尿くみ取り家庭については世帯内の人数の変更)等があれば、必ず清掃公社まで連絡してください。(浄化槽・従量制家庭を除く。)

5月のし尿収集 について

5月3日(土・祝)は休日ですが、平常どおり、し尿の収集を行いますのでお知らせします。

【清掃公社 ☎ 45 - 20005】

お知らせ

制度・行政情報・相談・募集・
催し・講座・教室・スポーツなど



制度・行政情報

桜井駅北口及び南口の市営駐車場の営業時間延長について

4月1日から桜井駅北口及び南口の市営駐車場の営業時間を次のように延長します。
●午前5時～翌日午前0時30分まで
なお、北口及び南口の市営駐輪場については、営業時間の変更はありませんので注意してください。【都市計画課】

平成26年度固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

▽日時 4月1日(火)～6月2日(月)午前8時30分～午後5時15分(ただし、土・日・祝日は除く)
▽場所 税務課固定資産税係⑧番窓口
▽閲覧できる人 固定資産税の納税義務者とその同居の親族。また借地人・借家人の人もその関係する部分に

ついて、賃貸契約が確認できる書類を持参された場合に限り、閲覧できます。
▽縦覧できる人 土地価格等縦覧帳簿は、土地に係る固定資産税の納税者とその同居の親族。家屋価格等縦覧帳簿は、家屋に係る固定資産税の納税者とその同居の親族。

▽持参品 本人確認のできる書類(運転免許証など)
※課税台帳の閲覧は6月3日(火)以降もできますが、手数料が必要になります。

市・県民税 年金特別徴収継続のご案内

公的年金を受給されている人で、平成25年度市・県民税が公的年金から特別徴収(天引き)されており、かつ、平成26年度も公的年金を受給される人は、平成25年6月以降に「来年度仮徴収額」としてご案内いたしました税額が平成26年4月・6月・8月の公的年金から特別徴収(天引き)となります。
なお、仮徴収額につきましては、平成25年度市民税・県

民税納税通知書、または税額変更(決定)通知書に記載しておりますので確認してください。

福社タクシー利用券の更新について

▽問い合わせ先 税務課市民税係(☎42-9111内線536・541)【税務課】
重度障害者(児)で、「福祉タクシー利用券」を持っている人は、利用券の有効期限が平成26年3月31日(月)までとなっているので、4月1日(火)以降に社会福祉課(分庁舎)で更新手続きをして、新しい利用券の交付を受けてください。

▽持ち物
印鑑、身体障害者手帳または療育手帳、旧利用券
※なお、身体障害者手帳を持っていない人のうち、視覚・下肢・体幹・移動・内部機能の障害程度が1・2級の人、または療育手帳A級を持っている人で、まだ利用券を持っていない人も手続きにきてください。【社会福祉課】

けいさつコーナー

子どもを狙った犯罪に注意!!

ご入園・ご入学の新生活と保護者のみなさん、おめでとうございます。子どもたちを犯罪から守るため、家庭や地域などのあらゆる場面で、被害防止の指導をお願いします。

- ◆傾向と手口
 - 子どもがひとりの時に狙われています。
 - 「道を教えて」「○○をあげる」などと、言葉をかけて誘っています。
 - 登下校の時だけでなく、遊んでいるときも発生しています。
 - 犯人は「大人」「男の人」だけではありません。
- ◆被害防止のキーワード
 - 『いかのおすし一人前』
 - ☆いか：いらない
 - ☆の：のらない
 - ☆お：おおごえをだす
 - ☆す：すぐにげる
 - ☆し：しらせる
 - ☆一人前：「一人」であそばない



「でかける前」におうちのひとに「だれと」「どこへ」行くのかをいう。

奈良県警では、子どもを犯罪から守るために、このキーワードを用いた啓発、指導を行っています。普段から危険な場所をチェックするなど、状況に応じた注意と指導をお願いします。また、子どもがよく遊ぶ場所、よく通る道、よく一緒に遊ぶ子どもを知っておくことも大切です。

【桜井警察署 ☎46-0110】

市民課からのお知らせ

～ご利用ください～

証明書発行窓口を休日に開設します。

4月初めは、各種手続きを行うための市民課窓口の利用が多くなります。平日に来庁できない人の利用と窓口の混雑の緩和のため、住民票の写しなど、各種証明書の発行業務に限り、下記のとおり窓口を開設します。

▽開庁日時 4月5日(土)

午前9時～午後1時まで

▽取り扱い業務 住民票等や戸籍の写し・印鑑証明書の発行

※住所異動・戸籍異動・印鑑登録などの手続きは、取扱いできませんので注意してください。

▽問い合わせ先 市民課(☎42-9111 内線535・533・532) **【市民課】**

児童福祉課では、赤ちゃんがすこやかに育ち、楽しんで子育てできるよう、みなさんを応援しています。その一貫として、4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士と看護師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。訪問では、赤ちゃんの成長と一緒に確認(身長・体重測定)するとともに、子育ての相談を受けたり、子育てに関するいろいろな情報をお知らせします。対象のお子さま宅には、訪問前に電話で連絡し

♪こんにちは!
赤ちゃん訪問です♪



ます。
詳しくは、児童福祉課(☎42-9111 内線213)まで、問い合わせてください。
【児童福祉課】

4月初旬に生活機能評価(生活機能チェック票)を郵送します

満68歳以上78歳未満の人を対象(要支援・要介護認定者を除く)に、生活機能チェック票を郵送します。この調査で生活機能の状態を調べますので、期日までに、返信をお願いします。

詳しくは送付文書をご覧ください。

▽問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係

(☎42-9111 内線286・287) **【高齢福祉課】**

奈良県広域消防組合が4月1日発足

消防広域化によって奈良県広域消防組合が平成26年4月1日からスタートします。構成する市町村は37で、奈良市及び生駒市を除く11消防本部が合併します。しかし消防署の位置や火災・救急等の緊急時における119番通報等は従来通りです。

【消防本部】

・奈良県広域消防組合消防本部(橿原市慈明寺町149-3 ☎26-0119)

(新名称)

・奈良県広域消防組合

・桜井消防署

(旧:桜井市消防本部)

☎42-4119

・桜井消防署 南出張所

(旧:桜井分遣所)

☎46-4119

・桜井消防署 東出張所

(旧:桜井東分遣所)

☎47-7119

【桜井消防署】

つどいの広場は、子育て親子の交流の場・相談の場として開設しています。つどいの広場には、「安心して遊べるね」、「今日は 何して遊ぼう」と、たくさんのお子さまと保護者が遊びに来ています。

楽しい遊びと出会いがいっぱいあります。

◎場所 桜井西ふれあいセンター分館(大福駅から徒歩5分)

◎利用日 月曜日～金曜日(土・日・祝日・出張つどいの広場開催日は、休み)

◎時間 午前9時～午後3時まで

◎利用料金 月額300円(1回利用の時は100円)

◎対象 0歳～就学前までの子どもとその保護者

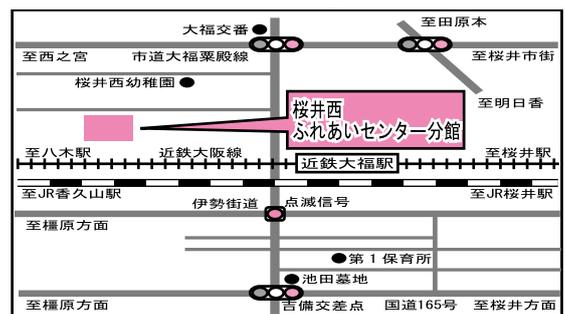
◎問い合わせ先 つどいの広場(☎43-9112)

専任の保育士がいっしょに遊びます。

気軽に遊びに来てね!



子育て支援事業
「つどいの広場に遊びに来てね。」



【児童福祉課】

第5次桜井市総合計画中期実施計画を策定しました

平成26年度から28年度を計画年度とする「第5次桜井市総合計画中期実施計画」を策定いたしました。この計画に基づき、第5次桜井市総合計画基本計画に定めた施策の実施を進めていきます。詳しい内容は市ホームページに掲載しています。また、市情報公開コーナーにおいても閲覧できます。

【行政経営課】

浄化槽の設置に補助金を交付します

市では、河川等の水質汚濁防止のため、浄化槽を設置しようとする人に対し、桜井市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により補助金を交付しています。

▽補助対象地域 浄化槽設置場所が下水道事業計画区域に入っていない地域
※昨年度から補助対象地域を広げています。

※浄化槽設置場所が、補助対象地域かどうかは問い合わせください。

▽補助対象者 専用住宅また

水道料金・下水道使用料の消費税率改定について

平成26年4月1日(火)からの消費税率引き上げに伴い、水道料金・下水道使用料の消費税率も8%になります。



■隔月検針（2か月に1回）の場合

平成26年4月以前から継続して、水道を利用しているお客様については、6月検針分以降の上下水道料金に対して、8%の消費税がかかります。それ以前の検針分については、5%の消費税になります。

■毎月検針（1か月に1回）の場合

平成26年4月以前から継続して、水道を利用しているお客様については、5月検針分以降の上下水道料金に対して、8%の消費税がかかります。それ以前の検針分については、5%の消費税となります。

※支払いの時期等については、検針時に届ける「使用水量等のお知らせ」に掲載していますので、確認してください。

▽問い合わせ先 水道総務課お客様係 (☎42 - 9211) **【水道総務課】**

は店舗等併用住宅（居住部分の床面積が1/2以上のもの）に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする人
▽補助金申請手続き
・申請書は、上下水道部3階下水道課窓口で配布します。
・補助金交付申請書提出をもって正式な受付とします。

・申請書は、4月1日(火)～12月26日(金)までの間に先着順で受け付けます。
ただし、補助金が予算額に達した時点で受付を終了します。
▽問い合わせ先 下水道課企画調整係 (☎42 - 9211 内線42) **【下水道課】**

STOP!!子ども虐待

虐待かな?と思ったら...

市民のみなさんへ

あなたの連絡が、親子を救います

**泣き声やどなり声が聞こえる時
泣き声が聞こえなくなった時
姿を見かけなくなった時**

お母さんへ

子育てが「つらい!」と思ったら...
一人で悩まず相談しましょう



桜井市要保護児童対策地域協議会



朝8時30分～午後5時15分・平日
『キッズ』SOS事務局(児童福祉課)
☎42 - 9111 内線213
家庭児童相談室 内線296
FAX: 44 - 2172

休日夜間も対応します
児童家庭支援センター
あすか
☎44 - 5800
FAX: 43 - 7080

緊急時

・警察署 ☎110 ・消防署 ☎119
・奈良県中央子ども家庭相談センター
☎0742 - 26 - 3788

まず電話ください。

誰が連絡したかわからない様になっています。
もし虐待でなかった場合も責任は問われません。

【児童福祉課】

**市内製材木等利用促進事業
奨励金制度について**

木材産業の振興と森林資源の循環、保全を図ることを目的として、自宅を新築または増築する人のうち、奈良県産材や市内で製材された木材を一定量以上使用し、所定の基準を満たす人に対して最大で20万円分の奨励金を交付する制度を実施しています。

▽対象となる住宅等の要件
(次の要件を全て満たすこと)

- ① 市内に建築していること。
- ② 延べ床面積が、新築の場合は70㎡以上、増築の場合は増築部分が33㎡以上であること。ただし店舗付住宅など併用住宅の場合は居住部分のみが対象。
- ③ 奈良県産材を延べ床面積1㎡あたり0・15㎡以上使用していること。ただし市内で製材された木材を使用するときは同割合で0・05㎡以上あれば可。
- ④ 過去にこの要綱に基づく奨励金の交付を受けていない住宅であること。
- ⑤ 市税等の滞納がない人
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2

条第6号に規定する暴力団員及びその関係者でない人

▽奨励金の交付額
対象木材の使用量1㎡あたり1万円を乗じた額(千円未満の端数切捨て・最大15万円)。設計または施工を市内事業者が行う場合は、さらに5万円を加算します。なお奨励金は桜井市商工会が発行する「市内共通商品券」により交付します。

▽申込受付・問い合わせ先
申請手続きは住宅建築計画段階から必要となりますので、詳しい内容・申請方法等については事前に商工振興課(☎42・9111内線345・347)へ。

平成26年度 市中小企業融資保証制度のご案内

▽申込資格 中小企業信用保証法に定める業種を営んでいる中小企業者で、次の要件を備えている人

- ① 県信用保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができること。
- ② 個人：市内に引き続き6か月以上住所を有すること。
法人：市内に引き続き6か月以上事業所を有すること。

本店・支店を問わず、市内に法人登記を有すること。

- ③ 事業を6か月以上継続して経営していること。
- ④ 市税を完納していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者でない人

⑥ 本制度の残高がないこと。

▽制度内容

- ・融資限度額：700万円
- ・資金の用途：事業上必要な資金

- ・償還方法：毎月元金均等分割返済(据置6か月以内で可)
- ・連帯保証人：原則として個人は不要、法人は代表者一人。ただし、別途必要な場合あり。
- ・利息：利率2・175%(内1%を市が利子補給)
- ・保証料：市が7割負担、借手は3割負担となります。
- ・貸付数には限度があります。

▽申込受付
4月10日(木)午前9時から受付開始します。

▽場所 市役所分庁舎入札室
▽申込・問い合わせ先 商工振興課商工・統計係(西分庁舎 ☎42・9111内線345・347)

【商工振興課】

放置自転車はやめましょう!!

本市では、市民の安全と良好な生活環境を保持するため「桜井市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、近鉄・JR桜井駅、大福駅周辺に放置禁止区域を設けています。放置禁止区域で自転車やミニバイクが放置(駐輪)された場合は、市が移動し保管することになっていきます。放置自転車等は歩行者や他の交通の妨げになり、多くの人々に迷惑をかけます。市民一人ひとりがマナーを守り、放置自転車のない住みよい街にするため、自転車等は必ず駐輪場にとめましょう。

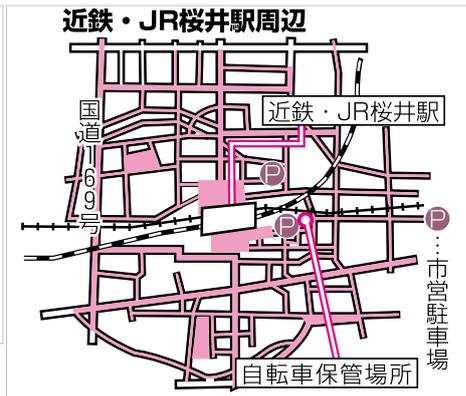
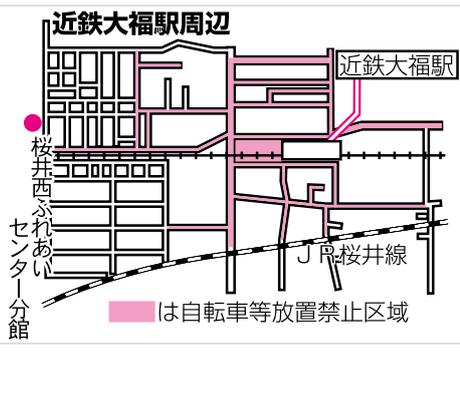
移動した自転車は桜井駅南口の自転車保管所で保管していますが、半数以上が引き取られていません。移動後60日を過ぎると処分しますので、速やかに引き取りに来てください。

▽返還時に必要な物

保管自転車等引取通知書(持ち主が確認できた場合、市役所から送付)、自転車の鍵、学生証・免許証等の名前と住所を確認できるもの、移動費2,000円(移動日から14日を過ぎると保管費1,000円を別途加算)

▽返還時間 年末年始(6日間)以外の日の午前9時～午後4時

【危機管理課】



地域福祉相談員事業を開始します

地域に相談員を配置し、みなさんからの身近な生活上の相談にのるなど、地域の社会福祉協議会（地区社協）、民生・児童委員や福祉委員など地域の各種団体と連携を図りながら、地域における課題解決に向けて取り組みを行っていきます。

そこで、平成26年4月から市内4中学校区に相談員を配置します。

○相談員を置く目的

・地域のコミュニティを活性化し、お互いがお互いを助け合い、支え合う社会を実現するため、様々な悩み事を相談できる人が身近にいるなど地域での相談体制を整えること。また、地域の社会福祉協議会（地区社協）等とも連携しながら地域福祉の充実を目指すことを目的としています。

○相談員はどんなことをするの？

・地域住民からの生活上身近な相談を

お受けします。

例) 介護・看護相談、医療相談等
・地区社協の役員や地域の民生委員と定期的な会合を開催したり、福祉委員が行っている「ふれあいサロン」に参加するなど、地域の各種団体と積極的に連携をとり、地域における情報共有を図ります。

○相談場所・時間

【桜井中学校区】

桜井市生き生き広場（大字桜井173-3〈桜井一番街〉 ☎45-5501）
毎週月曜日・木曜日
午前10時～午後6時

【桜井西中学校区】

桜井西ふれあいセンター分館（大字西之宮211-1〈旧桜井西こどもセンター〉 ☎43-9107）
毎週火曜日・金曜日
午前10時～午後6時

【桜井東中学校区】

桜井東ふれあいセンター分館（大字初瀬1626-1〈旧桜井東こどもセンター〉 ☎47-8275）
毎週月曜日・木曜日
午前10時～午後6時

【大三輪中学校区】

桜井北ふれあいセンター分館（大字豊田311-2 ☎47-4350）
毎週火曜日・金曜日
午前10時～午後6時

※相談は来所または電話で受付いたします。ただし、都合により相談時間中であっても不在の場合がありますので、来所する場合は、あらかじめ確認のうえお越しください。

※土、日、祝日及び年末年始は開設していません。

▽問い合わせ先 社会福祉課社会福祉係（☎42-9111内線297）

【社会福祉課】

No. 28

空

アンチエイジング講座「食を通じて健康な体づくりを!!」

「シェフによる男の料理教室」の受講者募集

シェフによる男の料理教室では、多くの方に家事や料理づくりの楽しさを知ってもらい、男女が共に協力し合う社会をめざしています。

本年度は健康面にも着目し、テーマを「アンチエイジング」と題して元・四季亭シェフ倉橋俊朗さんを講師に招きます。食を通じて、健康な体づくりとして、食材・

※アンチエイジング（老化に抵抗・対抗）

調理方法にもこだわりたいと考えています。

▷開催日とテーマ

- 5月17日（土）アンチエイジングってなに（アンチエイジングとはどういうものか）
- 6月21日（土）美肌は腸の元気から（免疫力を高めるための食事）
- 7月19日（土）「私は誰？」と言う前に（認知症にならないためには）
- 8月16日（土）夏バテなんか怖くない（夏バテ対策のメニュー）
- 9月20日（土）転ばぬ先のカルシウム（骨粗鬆症を防止する料理）
- 10月18日（土）いい夢見ようタラコちゃん（よい睡眠をとるための食材について）
- 11月15日（土）鮭は何の優等生？（鮭を使った料理）

▷時間 午前9時45分～午後0時30分

〈受付〉午前9時15分～

▷場所 中央公民館2階調理実習室

▷対象者 市内在住・在勤で7回すべて受講できる男性（60歳以上の人、大歓迎）

▷定員 30名（応募者多数の場合は、厳正な抽選を行います）

▷費用 1回の受講につき1,000円程度（材料費など）

▷申込方法 往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、人権施策課宛に申し込んでください。また、直接人権施策課に申し込みをされる人は、ハガキを持参してください。受講の可否は、ハガキで連絡します。電話・FAXでの受付は行いません。

▷申込締切日 4月18日（金）〈必着〉午後5時まで

▷申込・問い合わせ先

人権施策課男女共同参画係（〒633-8585 大字粟殿432-1 ☎42-9111(内線564) 【人権施策課】

募集



自衛官募集

【自衛官各種】

- 一般幹部候補生
- ▽資格
 - 《大卒程度試験》22歳以上26歳未満の者（20歳以上22歳未満の者は大卒（見込含）、修士課程修了者等（見込含）は28歳未満）
 - 《院卒者試験》修士課程修了者等（見込含）で20歳以上28歳未満の者
- 歯科・薬剤幹部候補生
- ▽資格 専門の大卒（見込含）で20歳以上30歳未満、薬剤は28歳未満
- ▽受付期間（共通）
 - 2月1日～4月25日
- ▽試験日（共通）
 - 1次…5月10日・11日（11日は飛行要員のみ）
 - 2次…
 - 6月10日～13日（内1日）
- 一般幹部候補生の飛行要員3次…
- 海 7月7日～11日

空 7月19日～8月7日

【予備自衛官補】

- 一般公募
- ▽資格 18歳以上34歳未満
- 技能公募
- ▽資格 18歳以上で保有する技能に依りて53～55歳未満
- ▽受付期間（共通）
 - 1月8日～4月2日
- ▽試験日（共通）
 - 4月11日～15日（いずれか1日）

詳しくは自衛隊天理募集案内所（☎0743・632540・ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc/nara>・メールアドレス hq1-nara@pc.mod.go.jp）まで。

【市民課】

人権啓発ポスター
・ 標語を募集

- ▽対象者 奈良県内に在住、在学、在勤している小学生以上の人
- ▽様式
 - ◎ポスター…画用紙四つ切（約39センチ×54センチ）
 - 画材は自由
 - ◎標語…
- 特に規定はありません
- ※作品には、児童生徒は、市町村名、学校名、学年、氏

名（ふりがな）を、一般の人

は住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号及びFAX番号を明記してください。

※旧年度の作品は、新学年で明記してください。

▽申込締切日

◎児童・生徒…4月25日（金）

◎一般…5月14日（水）

▽提出先

◎児童・生徒…市人権施策課（☎42・9111内線

561）

◎一般…県人権施策課（〒630・8501奈

良市登大路町30番地 ☎0742・27・8719）

【人権施策課】

平成26年度 市排水設備等
工事指定工事店の新規登録
について

下水道の宅内排水設備は、市の指定工事店でなければ、工事をする事ができません。

登録がまだの人は、この機会に登録をお願いします。

なお、登録には専属の桜井市排水設備等工事責任技術者が1名以上必要です。

桜井市排水設備等工事責任技術者がいない場合は、あらかじめ1月中に新規登録が必

要です。

▽受付期間 5月1日（木）～30日（金）

▽申込方法 上下水道部3階

下水道課に新規登録申請書を提出（申請書は桜井市公

式ホームページの申請書ダウンロードからダウンロードできます。）

▽新規登録料

10,000円

▽問い合わせ先 下水道課維持管理係（☎42・9211

内線41・49）

【下水道課】

平成26年度
桜井市奨学生を募集します

▽奨学生の資格

①奨学生及びその保護者が桜井市内に住所を有する人

②次の学校の新入学生（第1学年1回限りの給付）

高等学校・高等専門学校・中等教育学校（後期課程）

▽必要書類

・桜井市奨学金申請書…学校

教育課及び市内4中学校に置いてあります。

・③の奨学金等の貸与決定通知書の写し

・世帯全員の住民票の写し（続柄記載のもの）

・入学した高等学校等の在学証明書

特別支援学校高等部・専修学校（高等課程）

③ 次の奨学金等の貸与決定者

奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）

・生活福祉資金修学資金・母子寡婦福祉資金修学資金

・日本学生支援機構奨学金

▽申請期間 4月10日（木）～8月8日（金）

▽申請・問い合わせ先 学校教育課（☎42・9111内線606・607）

▽学校教育課

【商工振興課】

新入社員激励会
開催のお知らせ

▽日時 4月24日（木）

午後1時30分～

▽場所 桜井市商工会館

▽対象者 平成26年に市内の企業に就職された人ならどなたでも（要事前申込）

▽参加料 無料

▽申込締切日

4月11日（金）

▽申込・問い合わせ先

商工会

（☎43・0131）

【商工振興課】

第1回
危険物取扱者保安講習会

▽講習日及び場所
《北部》5月16日(金)
奈良市防災センター(奈良市八条5丁目404・1)
《南部》5月30日(金)
いかるがホール(生駒郡斑鳩町興留10丁目6・43)

▽講習時間
・一般講習 午前9時30分～午後0時30分
・給油取扱所講習 午後1時30分～4時30分

▽講習手数料
4,700円

▽申請書の受付期間・場所・受付期間
4月21日(月)～25日(金)

・受付場所
(社)奈良県防災安全協会(奈良市高畑町1116・6なら土連会館3階)

※事務局での受付は平日のみ
午前9時～午後4時まで

▽問い合わせ先
一般社団法人奈良県防災安全協会 事務局(☎0742・22・2119)

※受講申込書は、桜井消防署 予防課(☎42・4119)にあります。

第1回
危険物取扱者試験受験者(乙種第四類) 準備講習会

▽講習日及び場所
4月26日(土)
奈良市防災センター(奈良市八条5丁目404・1)

▽講習会受講申込手続き
講習会受講申込書・各デキスト申込書は、桜井消防署 予防課に置いてあります。

▽講習会受講申込期間
4月7日(月)～11日(金)
午前9時～午後4時
(持参による受付は平日のみ)

▽講習会受講料
・一般 5,140円
・危険物安全協会会員 3,600円

※大学、高校、各種学校の学生は、学生割引として会員扱いとなります。(申し込み時に学生証の提示をお願いします)

▽問い合わせ先
桜井消防署 予防課(☎42・4119) **【桜井消防署】**

毎月1日は
「桜井安全・安心の日」
です。
【危機管理課】

障害者手帳等の交付を受けている人が、「軽自動車税の減免申請」をする場合は…

4月2日(水)～23日(水)《厳守》
までに、手続きに必要な書類を添えて税務課へ申請してください。減免は1人につき1台です。なお、現在減免を受けている場合も再度手続きが必要です。(3月末に通知書を送付しています。)

■減免できる範囲

- ◎減免対象となる軽自動車等
- ①障がい者本人が所有し、運転する軽自動車等
- ②障がい者が所有(身体障がい者で18歳未満、又は精神に障がいがある場合は、生計を一にする人が所有)し、障がい者のために生計を一にする人が運転する軽自動車等

- 減免対象となる障がい者
- 下表のとおり
- 手続きに必要な書類
- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ②運転免許証
- ③印鑑

※更新の場合は、3月末に送付している通知書を持参してください。

▽問い合わせ先 税務課市民税係(☎42・9111 内線571)

【税務課】

障害者の区分		障害の級別	
視覚障害	1級～4級	1級～4級	
聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
平衡機能障害	3級	3級	
音声機能障害(喉頭摘出による障害がある場合のみ)	3級	3級	
上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～6級	
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1級・2級	1級～2級	
移動機能	1級～6級	1級～3級	
心臓機能障害	1級・3級	1級・3級	
じん臓機能障害	1級・3級	1級・3級	
呼吸器機能障害	1級・3級	1級・3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	
小腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級	
療育手帳の区分 A判定	1級～3級	1級～3級	
精神障害者保健福祉手帳の区分 1級(通院医療費の公費負担番号が記載されているもの)	1級	1級	



みなさんのまちづくりを応援します！

市民協働推進補助金

◆平成26年度事業募集のお知らせ◆

市民協働推進補助金とは？

桜井市では、市民のみなさんとともに協働のまちづくりを進めています。

この補助金は、市民のみなさんが取り組む新たな公益活動を応援する事業補助制度です。

新たな取組み（新規事業）を基本としていますが、これまでに実施されてきた事業であっても、新たな要素（課題改善、規模拡大などの工夫や発展的な取組み）を加えた事業であれば応募要件を満たしますので、相談してください。

コースは2種類です

◎公益活動コース

対象事業：団体やその会員以外にも効果が及ぶ公益的な事業、又は、他の地域において参考となる先進的な事業

補助率：（1年度目）補助対象経費の10/10（上限10万円）

（2年度目及び3年度目）補助対象経費の2/3（上限10万円）

◎協働推進コース

対象事業：上記コースと同様の事業内容で、かつ、本市との協働で取り組む事業

補助率：補助対象経費の1/2（上限1.5万円）

※補助事業実施期間：平成26年4月1日（火）から平成27年2月28日（土）まで。補助対象事業は、申請前に着手していてもかまいませんが、公開プレゼンテーション（5月下旬）時点で事業が完了しているものは補助対象としません。

募集概要

◎対象団体 市内で公益活動を行う5人以上で構成された団体

◎審査方法 書類審査・公開プレゼンテーション審査会（5月下旬ごろ開催予定）

◎募集期間 4月1日（火）～5月16日（金）【必着】

◎応募方法 市民協働課へ郵送または直接持参（市役所本庁1階）

詳細は、募集要綱をご覧ください。なお、募集要綱・申請書類は、市民協働課で配布しています。

また、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

▶申込・問い合わせ先

市民協働課 協働推進係（〒633 - 8585 大字粟殿 432-1 ☎42 - 9111 内線225 FAX 42 - 9140）Eメール：kyodo@city.sakurai.nara.jp

【市民協働課】

今月の市税・保険料

納期限は4月30日（水）です。

市税

■軽自動車税〈全期分〉

※納め忘れのないように、注意してください。

奈良テレビ「ゆうドキッ!」「いきいき まちだより」

4月から奈良テレビの「ゆう ▶放送内容

ドキッ!」「いきいき まちだより」のコーナーで、県内各市の
・ニュース形式でまちの話題を
放送（本市は月1回）

まちの話題とともに、本市の話
・お知らせで市内の行事を広報
（毎週）

▶放送日時

毎週金曜：午後6時30分頃～

※番組の放送時間や内容は変更
される場合があります。

お詫びとお願い

去る2月14日(金)は、大雪のため、ごみ及び資源物の収集を見合わせていただき、2月16日(日)に代替え収集を行いました。

このことについて、市民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしました。

なお、今後につきましても、積雪・台風等により収集日の変更をすることがありますので、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

春季河川清掃について

5月11日・18日・25日・6月1日・8日の日曜日に、地域の水路や溝の清掃で出た汚泥(土砂は除く。)を回収します。日程・排出場所を調整のうえ区長・総代を通じて事前に環境部に申し込んでください。(事前申し込みがない場合は収集作業の都合上当日の回収はできません。)

なお、雨天等で中止される場合、5月11日・18日の受付分は6月8日に、5月25日・6月1日の受付分は6月15日

効率的なごみ収集のためお願い！

家庭から出るごみは、ステーション方式(一定の戸数、区域ごとに集積場所を設けること)で収集し、集積場所を出来る限り少なくするのが効率的です。そのためには先ず、ごみカレンダーで確認し、決められた日の決められた時間(午前8時30分)までに、決められた場所に出すルールを守っていただくことが必要です。

決められた場所というのは、区長及び総代等の申し出により、環境部と協議して決めています。(集積場所のわからない場合は区長及び総代に確認してください。)

収集車が安全かつ効率的に運行できるように、市民のみなさんのなお一層のご協力をお願いします。

▽問い合わせ先

環境部業務課 (☎45 - 2001) 【環境部】

※次回のお知らせは、7月号です。

【環境部】

搬入受付期日	受付時間
4月12日(土)	8時40分～11時30分
4月26日(土)	8時40分～11時30分
5月3日(土・祝)	8時40分～11時30分
5月5日(月・祝)	8時40分～11時30分
5月10日(土)	8時40分～11時30分
5月24日(土)	8時40分～11時30分
6月14日(土)	8時40分～11時30分
6月28日(土)	8時40分～11時30分

家庭及び事業所ごみ(一般廃棄物)の搬入受付について

中止・変更等の場合は、必ず連絡をお願いします。
 (注)汚泥と草とは混合せず分別して出してください。一般家庭ごみ及び粗大ごみは回収できませんので、注意してください。
 ▽申込・問い合わせ先
 環境部 (☎45・2001)

「大和川一斉清掃」

大和川の美化・愛護意識を高め、きれいな川を取り戻すため、3月2日(日)に奈良県内及び大阪府内の流域各市町村において地域団体・地域住民の方々が主体となって大和川一斉清掃が実施されました。



桜井市においても、「河西老人クラブ寿会」、「大泉区自治会」、「山の辺町自治会」、「松之本自治会」、「大和信用金庫」の5団体のみなさんが大和川の清流復活に向けて、精力的に河川清掃を実施されました。

今後も、毎年3月第一日曜日に大和川一斉清掃が行われる予定です。市民のみなさんの積極的な参加と協力をよろしく願います。

【環境部】

お知らせ

AED設置のお知らせ

市立ふれあいセンター（桜井北・桜井西・桜井東）にAED（自動化された体外式の除細動器）が設置されました。AEDは突然の心停止のとき、利用者の命を守ります。今後も、安心して利用できるふれあいセンターを目指します。【人権施策課】

▽預け入れ先 善意銀行
 （社会福祉協議会内 大
 字桜井535-1 ☎42-
 2724）・社会福祉事務
所 【社会福祉協議会】

《2月分》

桜井市
 老人クラブ連合会様
 741,000円

市民のみなさんからの、金
 銭や物品などの善意の気持ち
 をお預かりし、福祉事業への
 援助に活用しています。

善意銀行

募金



《無料相談コーナー》

相 談	内 容	日 時	場 所	予約	申 込・問 い 合 わ せ 先	
中南和法律 相談センター 法律相談	日常お困りの法律問題 (予約面談制) 〈先着6名・各30分間〉	毎週火曜日 (祝日は除く) 13:00～16:00	市役所 2階 相談室	要	相談日の1週間前の火曜日の午前 9時30分から電話で奈良弁護士会 (☎0742-22-2035)へ。【市民協働課】	
※火曜日以外にも他会場での相談窓口があります。詳しくは奈良弁護士会へお問い合わせください。						
無料 法律相談	弁護士による法律相談 (予約面談制)〈市内在住・ 先着7名・各25分間〉	4月10日(木) 13:00～16:00	市役所 2階 相談室	要	4月1日(火)午前8時30分以降に 電話で市民協働課市民生活係へ。 (☎42-9111内線534)【市民協働課】	
※無料法律相談は市内在住者で、今までに無料法律相談を受けていない人のみ利用できます。						
司法書士に よる 法律相談	借金問題、土地建物・会社 法人の登記、相続、遺言な どの相談(予約面談制) 〈先着5名・各40分間〉	①4月11日(金) 13:00～16:20 ②4月24日(木) 13:00～16:20	市役所 2階 相談室	要	①4月2日(水)午前8時30分以降 ②4月9日(水)午前8時30分以降 に電話で市民協働課市民生活係へ。 (☎42-9111内線534)【市民協働課】	
税理士に よる 税務相談	税金についての相談 (予約面談制) 〈先着5名・各30分間〉	4月16日(水) 13:00～16:00	市役所 2階 相談室	要	4月3日(木)午前8時30分以降に 電話で市民協働課市民生活係へ。 (☎42-9111内線534)【市民協働課】	
※税理士(税理士法人)に依頼されている人は利用できません。						
行政書士に よる 法務相談	営業許可、帰化など身分に 関する事、近隣トラブルな どの相談(予約面談制) 〈先着5名・各40分間〉	4月25日(金) 13:00～16:20	市役所 2階 相談室	要	4月11日(金)午前8時30分以 降に電話で市民協働課市民生活係 へ。(☎42-9111内線534) 【市民協働課】	
消費生活 相談	消費(買物・契約等)・ 多重債務などの相談	毎週火・木・金曜日 (祝日は除く) 10:00～16:00	市役所1階 消費生活 相談室	不要	市民協働課市民生活係 (☎42-9111内線534) 【市民協働課】	
行政相談	行政に関する相談	4月9日(水) 13:00～16:00	市役所1階 消費生活 相談室	不要	市民協働課市民生活係 (☎42-9111内線534)【市民協働課】	
※予約は不要ですが、当日に受付が必要ですので、市民生活係までお越しください。						
福祉の 『心配ごと相談』	日常生活における様々な悩み ごとや心配ごとなどの相談	毎週木曜日 10:00～15:00	福祉セン ター分館	不要	相談日には電話相談(☎42-6804) も行います。【社会福祉協議会】	
若者自立の ための相談会	高校中退者・ニート・引 きこもりなどの相談	4月1日～30日 (日・祝日除く) 9:00～18:00	桜井駅南口 駅前 エル ト桜井2階	不要	若者サポートステーションやまと (☎44-2055) 【商工振興課】	
人権擁護委員 による 『悩みごと相談』	人権に関わる様々な悩み ごと	4月16日(水) 13:00～16:00	市役所1階 消費生活 相談室	不要	人権施策課人権係 (☎42-9111内線562) 【人権施策課】	
女性相談	女性の様々な問題や悩み (夫婦・育児・介護・ド メスティックバイオレン スなど)	4 月 28 日 (月)	面接相談 12:30～15:00 電話相談 10:00～11:30	まほろば センター ☎42-1973	要 不要	相談日の午前中までに人権施策課 男女共同参画係へ。 (☎42-9111内線564) ◎匿名での相談も可。【人権施策課】

催し・市内



第54回 鎮守の森を観に行こう
うかい・榛原から伊那佐山麓を歩く

▽日時 4月13日(日)
(雨天決行)

▽集合場所・時間 近鉄桜井駅南口前広場・午前8時20分 榛原駅南口前広場・午前9時(森とふれあう市民の会の旗が目印)

▽定員 50名(申込先着順)

▽費用 500円(資料代・見学料代等含む。中学生以下は無料 当日徴収)

▽コース 桜井駅↓榛原駅↓八咫鳥神社↓高原農業振興センター↓笹岡家住宅(重文)↓奈良かえでの郷(重文)↓宇太水分神社↓みまき水分街道↓古市場水分神社前↓榛原駅

▽持ち物

弁当、水筒、雨具等

▽申込方法 往復ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を明記して、森とふれあう市民の会事務局(〒633・0001大字

三輪512(三輪座内)まで
▽問い合わせ先 森とふれあう市民の会事務局(☎49・3818)

市観光協会主催事業

①万葉ゆかりの地 味酒三輪の里を歩くハイキング

市観光ボランティアガイドの会のメンバーが三輪の町の隠れた魅力をご案内します。

▽日時 4月6日、13日、20日、27日の各日曜日
※予約不要

▽集合時間・場所

午前9時45分・JR三輪駅前
▽費用 無料

▽コース(約3km) 三輪駅↓大神神社↓大美和の杜展望台↓三輪茶屋跡↓恵比須神社↓古い商家街並み↓三輪駅(正午頃解散)

▽問い合わせ先 市観光協会(☎・FAX 42・7530)

桜井市本町通・周辺まちづくり協議会主催
活き活き講座

◆対話力アップ講座(実践に役立つ対話を学ぼう)
▽講師 岡本 健さん

▽日時 4月16日(水)
午後7時
▽場所 桜井本町通り2丁目 ためり場(旧マエダふとん店)

▽申込締切日 4月12日(土)
▽申込・問い合わせ先 電話で、三宅嘉彦(大字桜井1000へアーモード

サロンミヤケ☎090・3050・0771)へ申し込んでください。
【観光まちづくり課】

さくらショップ 開催

桜井市自立支援協議会就労支援部会では、市内の福祉施設などが障がいを持っている人の働きたいという思いを応援していくなかで、市内の福祉施設で作られたものを販売するイベント「さくらショップ」を開催します。

ぜひ、多くのおみなさんご来店をお待ちしています。

▽日時 4月10日(木)
午後0時45分～1時30分
(ランチタイムコンサート終了と同時に開店)

▽場所 市民会館ロビー
※入場無料・予約不要
▽問い合わせ先

社会福祉課障害福祉係
(☎42・9111 内線273・272)

手話奉仕員養成講座受講生募集「あなたも手話を覚えませんか？」

■基礎講座(計31回)

▽対象者 入門講座修了者又は同等レベルの経験者

▽日時 5月10日(土)～12月20日(土)の毎週土曜日
午後7時～午後9時

※ただし、5月31日(土)、8月16日(土)は休み
▽費用

テキスト代 1,470円
▽場所 市福祉センターボラティア室

▽申込方法 住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話(FAX)・番号を記入し、ハガキかFAXで、聴覚障害者協会事務局 芳本光司(〒633・0001大字三輪119・9・FAX 45・4123)へ。

▽申込締切日 4月26日(土)《必着》
※申し込み者には後日連絡があります。
【社会福祉課】

平成26年特別陳列

山の辺の万葉歌碑をたずねて



本展示では、山の辺の道周辺に点在する歌碑を紹介いたします。

▽日時 3月26日(水)～6月15日(日)
午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)

▽入館料

【一般】200円・【小・中学生】100円
(団体は20名以上、一般150円、小中学生50円)

▽場所 市立埋蔵文化財センター展示収蔵室(大字芝58-2)

▽休館日 毎週月・火曜日(祝日の場合は開館)・祝日の翌日

※展示に関する詳しい情報は、市立埋蔵文化財センター公式ホームページ(<http://www.sakuraimaibun.nara.jp>)をご覧ください。 【文化財課】

お知らせ

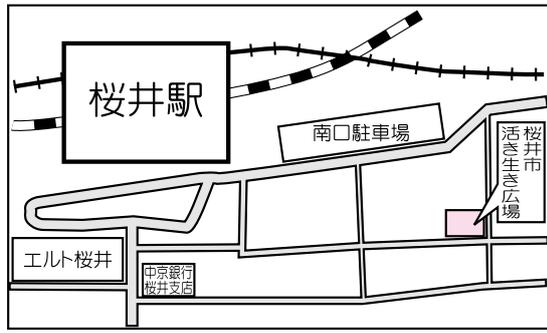
**桜井市活き生き広場
いきいき筆ペン教室を開催
します。**

▽テーマ 思いのこもった文章を筆ペンで書いてみましょう

▽講師 新井 博子さん

▽日時 5月13日(火)から
毎週火曜日
午後2時～3時30分

▽場所 活き生き広場(左図のとおり)



▽対象 市内在住の60歳以上の
の人

▽定員 30名

▽申込方法 受講を希望する人は、往復ハガキに ①教室名「いきいき筆ペン教室」
②住所 ③氏名(ふりがな)

④電話番号を記入の上、4月22日(火)までに、左記へ申し込んでください。

※受講料は無料ですが、教材費は自己負担となります。
※応募者が多数の場合は、抽選となります。結果は後日通知します。

※電話での申し込みはできません。

▽申込・問い合わせ先
高齢福祉課 高齢福祉係
(〒633-8585 大字粟殿432-1 ☎42-9111 内線282)

【高齢福祉課】

**第47回
ランチタイムコンサート**

▽日時 4月10日(木)

午後0時15分～0時45分

▽場所 市民会館ロビー

▽内容 やさしい春風に誘われて

▽出演者 角田信江(ピアノ)

▽費用 無料

▽問い合わせ先 文化を考える桜井市民の会 (☎090-6751-5708)

【社会教育課】

今年も往年の名車が大和路を駆け抜ける！

クラシックカーレース「ラフェスタ プリマヴェラ 2014」を応援しよう



手を振り笑顔で声援に応える近藤真彦さん
(昨年大会から)

「古いものを大切に…」「友情の輪を広げよう」を合言葉に実施されるクラシックカー春の祭典「ラフェスタ プリマヴェラ」が今年もわがまちを訪れます。

4月18日(金)に名古屋市をスタートした車列は、三重、和歌山と紀伊半島を巡り、大会第3日目の4月20日(日)の午後、市内を通過します。

当日は、談山神社すぐ上の第一駐車場にスタンプポイントを設営、観覧スペースを設けますので、走る芸術品とも呼ばれる稀少な車を間近でご覧になれます。堺正章さん、篠塚建次郎さんらの著名人も参戦される予定です。市民のみなさんの温かいご声援をお願いします。

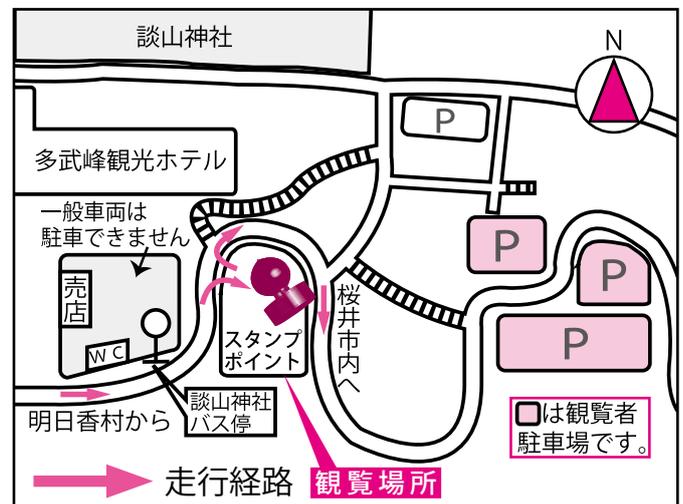
【ルートと通過予定時刻】

- 7:00～ 和歌山県白浜町 出発
一途中経路、省略一
- 11:40～ 橿原神宮
- 12:45～ 多武峰第1駐車場
13:45 (スタンプポイント)
- 15:00～ 法隆寺
一途中経路、省略一
- 15:45～ 大阪市内へ

※詳しくは、大会事務局HPをご覧ください。

<http://www.lafesta-primavera.com>

【商工振興課】



第1回「親子deふれあいセミナー」参加者募集!

▽内容 お釜でごはん&葉っぱをにおいて当てようゲーム

▽講師 新井博子さん(グリーンセイバー)

▽日時 5月24日(土) 午前10時~11時30分

▽場所 彩雲ひろば(大字外山 宗像神社そば)

※宗像神社駐車場に集合してください。

▽対象 小学生とその保護者

▽定員 15組

▽申込方法 ハガキ又はFAXに①講座名「親子deふれあいセミナー」②住所③氏名(子どもと保護者とも)④学年⑤電話番号を記入の上、4月14日(月)までに、左記の申込先へ

※申込多数の場合は、抽選となります。

※電話申込みはできません。
▽申込・問い合わせ先 社会教育課(〒633-8585 大字栗殿202 ☎42-9111 内線608 FAX 45-0962)

【社会教育課】



桜井市子ども会協議会 青少年野外活動参加者募集

▽日時 7月26日(土)・27日(日)

▽場所 大阪府立青少年海洋センター

▽対象 小学校3~6年生(2年生以下は保護者同伴)

▽定員 60人

(桜井市子ども会協議会に加盟している子ども会)の会員は、各地域の子ども会を通して申し込んでください。また、子ども会に加盟

第26回「人権を確かめあう日」記念集会

▽日時 4月11日(金)
〈受付〉午後1時
〈開会〉午後1時30分

▽場所 市役所2階大会議室

▽内容 開会行事・記念講演
記念講演の演題:「子どもを児童虐待から守るために」~要保護児童対策地域協議会の役割について~

▽講師 上宮 俊一さん(こども支援課主幹)(奈良県中央子ども家庭相談センター)

▽主催 桜井市人権政策推進本部・奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会

▽後援 桜井市人権教育推進協議会

【人権施策課】

84・6%(H24実績)★

ポリテクセンター奈良では、近日開講科の受講生を募集しています。

▽訓練科名 ①機械CAD科

していない人も、参加できます。応募多数の場合は抽選となります。

▽参加費 小学生2,700円
保護者3,700円
(どちらも安全会費200円含む)

▽申込方法 6月10日(火)までに左記へ

▽申込先 事務局 射場(☎090-3493-8860)へ【社会教育課】

ハローワークで求職活動されている方へ!★就職率

広告掲載枠

広告掲載枠

②金属加工科

▽対象 ②のみ概ね40歳未満の方

▽定員 ①16名 ②18名

▽訓練期間 6月~11月(②は12月)

▽訓練場所 ポリテクセンター 奈良(橿原市城殿町433)

▽費用 無料(教科書代等は実費負担)

▽募集期間 4月7日(月)~5月2日(金)

▽問い合わせ先 ポリテクセンター 奈良(☎22-5226) 【商工振興課】

広告掲載枠

第190回市歩こう会

多武峰から

竜門の里を歩く

▽日時 4月27日(日)

午前8時桜井駅北口集合

▽コース(約17km)

桜井駅南口↓多武峰バス停

↓冬野↓龍在峠↓滝畑↓志

賀↓平尾↓龍門の滝↓山口

神社↓近鉄大和上市駅

▽参加費 200円

▽申込締切日 4月23日(水)

ワンデーウォーク

大仏鉄道の跡や、山城・三

上山を訪ねる。

▽日時 5月3日(土・祝)

▽コース(約33km)

▽申込締切日 4月15日(火)

▽参加費 1,500円

芝運動公園スポーツ
クラブ新規教室生募集

▽内容 親子de体操教室

▽対象 3歳児と保護者

▽実施日 毎週水曜日

午後2時30分～3時30分

※定員・受講料等詳細は総合
体育館へ

～市町村対抗
子ども駅伝大会～
チーム一丸となって

3月8日(土)馬見丘陵公園で「第9回市町村対抗子ども駅伝大会」が行われました。37市町村が集うなか、桜井市代表チームが8区間約13.8kmを52分41秒で走り抜き、総合の部で13位になりました。【社会教育課】

松本	田宮	貝谷	森田	磯野	中西	鶴本	小西	中田	上田	井村	佐野	選手名	桜井市代表メンバー
梨音	沙絵	美佳	悠奈	真佑	紗花	拓未	拓海	歩	陽仁	亮介	大樹	小学校名	
桜井西小	桜井西小	桜井西小	三輪小	朝倉小	城島小	桜井西小	桜井西小	三輪小	朝倉小	安倍小	桜井小	学年	
6年	6年	6年	5年	6年	6年	6年	6年	6年	6年	6年	6年		

平成26年度
第54回市民体育大会等行事予定

月	日	曜日	大会名
6	1	日	市民ソフトボール大会(1日目)
			市民卓球大会
	7	土	市民グラウンド・ゴルフ大会
7	8	日	市民ソフトボール大会(2日目)
	6	日	第65回県民体育大会
	20	日	少年少女ソフトボール大会(1日目)
	21	月・祝	少年少女ソフトボール大会(2日目)
8	26	土	小学生陸上記録会(午前中)
	2	土	市民小学生水泳記録会
	24	日	中学校軟式野球大会
9	6	土	小学生相撲大会
	13	土	中学生バレーボール大会
	14	日	健康フェスティバル(体育協会主催事業)

広告掲載枠

桜井市 NEWS

PHOTOニュース



「市民フォーラムを開催しました」

2月15日(土)市立図書館で、市民フォーラムを開催しました。

会場に集まった約400名の市民のみなさんの前で、まず財政状況や「観光・産業分野」、「陽だまり政策」などの重点施策の実施状況などについて、市長が直接報告しました。

最後には、市民からの意見や質問が発表され、市長と教育長が答弁しました。

アンケート等でいただいた多くの意見や要望は、今後の市政運営の参考とさせていただき、桜井市が抱えている課題に取り組んでいきます。



「お母さんと一緒にお茶会したよ」

3月4日(火)長谷寺のお茶室で第三保育所の園児とその保護者による雛祭り茶会が行われました。

雛祭りにちなんだ茶道具を使っての本格的なお茶会に少し緊張しながらも、これまで稽古してきた礼儀作法でお母さんやお友だちにお茶とお菓子を振る舞いました。

参加した保護者からは「子どもが家では見せない真剣な表情で、お茶を勧めたり丁寧に礼を言ったりしていたので、感心した」という声が聞かれました。



「公民館祭で日頃の成果を発表」

3月8日(土)9日(日)に、中央公民館と市民会館で第32回公民館祭が開催されました。約40のクラブや教室で日頃練習に励んでいるみなさんが、その成果を展示・発表しました。

この日は、それぞれ額やテーブルの上にきれいに飾られた作品を写真に収めたり、クラブ生同士で感想を言い合う姿があちらこちらで見受けられました。また、市民会館で発表された歌や演奏には、多くの観客から温かい拍手が送られていました。

◇市民の動き◇ 平成26年2月28日現在(前月比)

〈人口 59,742人(-37)〉〈男 28,453人(-37)〉〈女 31,289人(0)〉〈世帯数 24,092世帯(+10)〉

桜井市ホームページアドレス <http://www.city.sakurai.nara.jp>

この広報紙は、再生紙を利用しています